

*South China - Asia Business Report*Vol. 52  
M a y  
2016

# 華南・アジア

## ビジネスレポート

*CONTENTS***Briefs & Editorial****Topics**

- 中国国有企業改革の現状～改革は「民営化」なのか～…………… 3
- 中国国内販売にかかる決済方法とリスクヘッジ(後編) …… 9

**Regional Business****Philippines**

- フィリピンの外資規制 …………… 13

**Vietnam**

- ベトナムにおける付加価値税(VAT)の還付 …………… 16

**India** インドの税制 [58]

- 所得の計算および開示に関する基準(ICDS) …………… 19

**Malaysia**

- マレーシア新会計基準 MPERS の導入とその特徴…………… 22

**Singapore**

- シンガポール 2016 年度予算案 …………… 26

**China** 解説・中国ビジネス法務 [22]

- 建設プロジェクト環境影響事後評価  
管理規則(試行)の制定と企業の留意点 …………… 30

**Taiwan**

- 台湾における会社設立のステップと留意事項 …………… 34

**Macro Economy**

- アジア経済情報:インドネシア …………… 39

## Briefs

### Topics

#### 中国国有企業改革の現状～改革は「民営化」なのか～

中国の国有企業改革は 15 年9月、国務院などから全国レベルの政策が公布され、改革の遂行に向け本格的なスタートを切った。今後、電力や石油、鉄道などの分野で混合所有制実施やガバナンスの強化が図られる見通しである。

一方、当該改革にかかる政策は「市場化」「民主化」路線に沿うとの当初予測とはやや異なり、国有企業の強大化やプレゼンス向上をうたうなど、内部調整の難航と今後の変則的な動きをうかがわせる内容を含んでいる。

本稿では、本誌 42 号掲載の「2015 年『中国国有企業改革』のゆくえ」での整理を踏まえた上で、足もとの国有企業改革関連政策の概要を紹介するとともに、景気減速など近年生じた環境変化の中で改革の方向性がどのように変わっていったかについて考察する。

#### 中国国内販売にかかる決済方法とリスクヘッジ(後編)

中国国内販売に取り組む企業が増える中、中国特有の決済方法への対応や、中資系企業などとの取引にあたってのリスクヘッジが喫緊の課題となっている。前号から前後編の2回連続でご紹介している、中国ビジネスにおける決済方法とそのリスクヘッジ策につき、前編ではまず、中国で一般的に使用される決済方法と各々の特徴や回収リスクについて説明した。後編では、確実な代金回収管理に向け用いられる、銀行が取り扱っている商品を中心に、それぞれのスキームや留意点について述べる。

## Regional Business

### [Philippines] フィリピンの外資規制

近年、国内販売を目指す企業の相談が増えているフィリピンだが、輸出加工企業などへの手厚い優遇制度を設ける半面、対象業種ごとに外資進出を規制するネガティブリストをはじめ、資本金や土地の所有権などさまざまな規制が設けられており、特に国内マーケットを狙った進出の際は規制の有無に注意する必要がある。ネガティブリストにはなくても、管轄省庁独自の規定に基づいて規制されているケースもあるため、事前に十分な調査をされることをお勧めする。

### [Vietnam] ベトナムにおける付加価値税(VAT)の還付

ベトナムでは近年、VAT の還付を申請後、各種手続きを経て還付決定書が発行されたにもかかわらず、実際の還付がなかなか実施されないというケースが

散見された。これについて、VAT 還付の優先対象を規定するオフィシャルレターが公布されたため、説明する。また、還付申請をしたことで、その後の税務調査で未納税額が見つかり、追徴されるケースもみられる。こうした事態に陥らないためには、事前に VAT 還付にかかる書類を整備しておくことが肝要であり、専門家に相談するなどして十分に留意されたい。

### [India] インドの税制 [58] 所得の計算および開示に関する基準(ICDS)

インドにおいて 16 年3月期から適用された「所得の計算および開示に関する基準」(ICDS)は、課税所得の取り扱いや計算を統一することを目的とした新しい枠組みで、段階的に国際財務報告基準へコンバージョンが進められているインド新会計基準(Ind-AS)との調整も考慮している。つまり、現行のインド会計基準、または Ind-AS いずれの場合も、ICDS に従って会計上

の利益に適切な調整を加えて課税所得を計算することが求められる。ここでは、ICDS の影響を受ける主な項目について説明する。

### **[Malaysia] マレーシア新会計基準 MPERS の導入とその特徴**

マレーシアでは 16 年1月1日以降に開始する事業年度より、非公開会社に対し新たな会計基準 MPERS が適用され、非公開会社に従前適用されていた会計基準 PERS は廃止される。PERS が「モノを買うのにいくら支払ったか」(原価アプローチ)という会計概念に基づく基準であるのに対し、MPERS は「持っているモノにいくら価値があるのか」(公正価値アプローチ)という、公開会社に適用される会計基準 MFRS と同様の会計概念に基づいている。本稿では MPERS の特徴と従前の基準との相違点について解説する。

### **[Singapore] シンガポール 2016 年度予算案**

シンガポールの 2016 年度予算案が可決された。中国経済の減速などを受けた景気低迷を受け、今般予算案では法人税の還付強化や中小企業向けのローンスキーム導入などが盛り込まれた。また、生産性の向上に向け、自動化促進などの補助金拡大や戦略的 M&A を後押しする税務控除の引き上げ、財務統括拠点向け優遇税制の延長・拡充も行われる。

### **[China] 解説・中国ビジネス法務 [22] 建設プロジェクト環境影響事後評価管理規則(試行)の制定と企業の留意点**

今年1月1日に施行された、建設プロジェクトの環境影響事後評価管理規則は、建設プロジェクトが一定期間稼動した後に行われる、事後の環境影響評価について定めたものである。事後評価が義務付けられるケースは限定されるものの、環境への影響に対して厳しい目が向けられる中、企業は事前の審査で認可を得た後も、環境対策を着実に実施し、環境への影響を抑える継続的な努力が求められよう。

### **[Taiwan] 台湾における会社設立のステップと留意事項**

日本と台湾の間で結ばれた租税条約は 17 年1月からの適用が見込まれている。国民性が近く、親日的な台湾には、さらに多くの日本企業が進出すると予測される。ここでは、台湾への進出を検討する企業に向け、会社設立に当たっての基本的なフローと、各段階における留意事項を述べる。

## **Macro Economy**

### **アジア経済情報：インドネシア**

15 年4Q のインドネシア経済は、内需の伸びを受け前年比+5.0%となった。16 年の成長率はインフラ整備の伸び悩みなどで+4.7%の小幅な減速、17 年は米国景気の持ち直しなどから+4.7%の横ばいと予測する。

## **Editorial**

4月半ば以降、熊本、大分両県で続く地震の発生から半月余り。被害を受けられた皆さま、また、いまだ避難生活が続く皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

企業の動きに目を転じれば、今回の地震でもまた、自動車など各方面でサプライチェーン・ネットワークの寸断が発生しました。東日本大震災やタイの洪水で多くを学んだはずの日本企業がなぜ、その教訓を生かしきれなかったのか。災害に備えるには、何をしなければならないのか。いま一度、基本に立ち返り、考え直す必要があるようです。



# 中国国有企業改革の現状 ～改革は「民営化」なのか～

権田 理恵 みずほ銀行 産業調査部香港調査チーム

中国における国有企業改革は、2015年9月「中共中央、国務院の国有企業改革を深化させることに関する指導意見」(中発[2015]22号、文書日付は8月24日、以下「指導意見」)が出され、全国レベルの政策が正式に発表された。13年11月、発足間もない習近平政権が三中全会(中国共産党第18期中央委員会第三次全体会議)において、「市場化」(市場原理に基づく経済)の加速をうたい改革を掲げて約2年が経過した。その間、頻繁に「全国的政策は間もなく発表」と報じられながらも、結果的に発表まで2年を要しており、既得権益集団など関係各者の調整が難航したことがうかがえる。一方、その間も国務院国有資産監督管理委員会(以下「国資委」)の直屬企業(いわゆる「中央企業」)では、経営陣の処分・更迭や同業企業同士の合併が相次ぎ、ある程度の「力技」を交えつつ改革の既成事実を積み上げんとする政府の意図もうかがい知れる。

本レポートでは本誌42号掲載の「2015年『中国国有企業改革』のゆくえ」の整理を踏まえつつ、その後の国有企業改革関連の政策の概要を紹介するとともに、景気減速などこの2年間に生じた環境変化の中で改革の方向性がどのように変わっていったかについても検討を試みたい。

## 16年は「遂行の年」

全国レベルの国有企業改革関連の政策は、現状、主なもので5通出されている(次頁図表1右列)。「指導意見」で全体像を示した後、主要項目ごとに「国有企業が混合所有制経済を発展させることに関する国務院の意見」<sup>1</sup>、「国有資産管理体制を改革、改善することに関する国務院の若干意見」<sup>2</sup>、「企業国有資産の監督と国有資産流失防止を強化、改善することに関する国務院の意見」<sup>3</sup>、国資委・財政部・国家発展改革委員会の連名による「国有企業の効能区別と分類に関する指導意見」(15年12月30日)が発表された。

<sup>1</sup> 国発[2015]54号、2015年9月23日付

<sup>2</sup> 国発[2015]63号、2015年10月25日付

<sup>3</sup> 国弁発[2015]79号、2015年10月31日付

16年3月に開かれた第12期全国人民代表大会第4回会議においては上述のような15年の政策確定を受け、16年を「任務遂行の年」と定め、今後、電力、石油、天然ガス、鉄道、航空、電信等の領域での混合所有制の先行的実施や、経営陣の自主雇用など「10項目のテスト改革」も進められるようである<sup>4</sup>。

<sup>4</sup> 2016年3月6日、国家発展改革委員会、徐紹史主任の記者会見発言、および2月24日付「21世紀経済報道」より。後者によると以下の10項目が改革の領域として位置づけられている。①董事会の職権、②管理職の招聘、③マネジメント職のプロフェッショナル化、④報酬差別化、⑤資本投資運営会社制、⑥中央企業のM&A、⑦部分的な重要領域における混合所有制、⑧従業員持ち株制度、⑨企業情報公開、⑩企業の歴史的な問題解決。

【図表1】「指導意見」に盛り込まれた改革の主要項目

「中共中央、国務院の国有企業改革を深化させることに関する指導意見」 (中発[2015]22号)		詳細通達	
①企業分類	商業類	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由競争領域：                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 他国有・民間資本を受け入れグループ本体を上場。</li> <li>- 商業化、独立した経営活動を進め、優勝劣敗を实践</li> </ul> </li> <li>国家の安全、国民経済の根幹にかかわる領域、重大任務を負う商業類：                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 国有メジャーを維持、非国有資本の参加を奨励</li> </ul> </li> </ul>	「国有企業の効能区別と分類に関する指導意見」
	公益類	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場メカニズムを導入、公共サービスの効率と能力を向上</li> <li>国有独資の維持可、条件が整った企業は出資受け入れ可。コンセッション方式などで民間事業参入を奨励</li> </ul>	
②現代企業制度の完備	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 集団会社(グループ本体)の上場</li> <li>➢ 董事会の機能を確立、権限と責任を明確化、ガバナンス強化</li> <li>➢ 専門的な会社経営者に経営をゆだね、報奨制度を整備</li> </ul>		
③国有資産の管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 国有資本投資運営会社を設立し、国は「資本に対する管理」に転換</li> <li>➢ 国有資本の流動性を高め、劣後する産業、過剰資産の処分を推進</li> <li>➢ 収益を上げ国庫上納率を2020年に30%に増やし、社会保障と民生改善に利用</li> </ul>	「国有資産管理体制を改革、改善することに関する国務院の若干意見」(国発[2015]63号)	
④混合所有制	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 非国有資本の受け入れ</li> <li>➢ 国有資本投資運営会社を通じ、成長性の高い非国有企業に投資</li> <li>➢ 従業員持ち株制度を導入、インセンティブ制度を整備</li> </ul>	「国有企業が混合所有制経済を發展させることに関する国務院の意見」(国発[2015]54号)	
⑤国有資産の流失防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 内部監査、取締役会の権限強化により監督力を高める</li> <li>➢ 外部監査の強化、出資者による監督の強化</li> <li>➢ 情報公開を進め、社会の監督を強める</li> <li>➢ 違反行為に対する責任追及を厳格化</li> </ul>	「企業国有資産の監督と国有資産流失防止を強化、改善することに関する国務院の意見」(国弁発[2015]79号)	
⑥党の指導を強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 企業内党組織の役割強化</li> <li>➢ 党組織の企業内における監督責任を強め、腐敗を防止</li> </ul>	「国有企業改革の深化において党のリーダーシップを固め党建設を強化することに関する若干意見」(中共中央弁公庁)	
⑦改革の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 関連法律、政策の整備</li> <li>➢ 企業の「社会機能」脱却と歴史遺留問題の解決</li> </ul>		

(出所)中国政府 HP よりみずほ銀行産業調査部作成

**全体像を示す「指導意見」**

「指導意見」では、20年までに重要領域で成果をあげるべく、三中全会で掲げられた混合所有制、現代企業制度の整備とガバナンス強化、国有資産投資運営会社制などを柱に据える一方、改革の目的を「国有企業を強大化(「做大做强」)」することとした。また図表1の⑥のように「共産党の指導力強化」

が盛り込まれる等、一連の改革はいわゆる「市場化」、「民営化」路線に沿ったものになるとの予想とは異なる内容を含むものであった<sup>5</sup>。以下、主要ポイントの概要を紹介する。

<sup>5</sup> 15年11月23日の共産党中央政治局会議でも「国有企業改革は、まず党のリーダーシップを強化することが最も大切」「強大化(「做大做强」)の方向へ發展させ、『私有化』やその他の方向ではない」との方向性が確認された。

### (1) 企業分類は2分類化

各企業を主要業務の性質に応じて「商業類」と「公益類」に分類し、さらに「商業類」を「自由競争が進んだ領域の商業類」と、「国家の安全や国民経済に関わる公共性を有する商業類」に区分けした。このうち「自由競争領域の商業類」においては「資源配置は市場に合わせて決定」し、商業化、自主独立の経営活動、外部出資受け入れ、グループ本体上場などを積極的に進めるとする一方、その目的はあくまでも「国有資産価値の増大」、「再編やR&Dに力を入れ……イノベーション力と国際競争力を有する国有企業の育成」にあり、合わせて「低効率、無効率、不良資産は適宜処分し市場競争力を高める」とするなど、優良・有望な企業・領域における国有企業のプレゼンスを高めていく姿勢が示された。

### (2) 「無理強いしない」混合所有制

前述の通り「自由競争領域の商業類」ではグループ本体上場、外部資本受け入れなど株主の多様化(図表2)を進める一方、「公共性を有する商業類」については国有メジャー出資体制を維持、「公益類」は独資維持を認めつつも、部分的に外部出資の受け入れや、コンセッション方式導入などで個別事業への民間参入を認めるとした。実行に当たっては「時間目標を設けず」、「着手しやすい部分から進め」、政府の保有比率を独資維持とするか、メジャ

**【図表2】 混合所有制の実施方法**

出資者	資本参加方法
非公有資本	出資、株式買収、転換社債購入、株式持ち合いなど
集体資本	集体資本/資産/その他生産要素を評価し出資
外資	株式会社化への転換、再編、合併、合作に招き、海外買収、投融资合作、オフショア金融などを通じ国際金融市場を活用する。
PPP方式	投資補助、ファンドからの出資、担保への補助、融資金利補助などを行い、民間資本の導入。
国有資本	非国有企業の戦略的産業に対し、投資運営会社を通じ出資。
従業員	技術研究、経営スタッフを優先的に従業員持ち株制度を導入。

**混合所有制の進め方**

子会社	2級以下の企業は、R&D、イノベーション、生産サービスなどの実業を中心に非国有資本を積極的に導入。
「集団」会社	全体上場、買収再編、転換社債発行などを通じ、国有出資比率を調整、積極的に各種投資者を受け入れ。
地方政府系 国有企業	地方の現実に即して改革案と関連措置を策定。

(出所) 中国政府 HP よりみずほ銀行産業調査部作成

一出資、あるいはマイナー資本参加にとどめるかどうかは、企業自身の判断に委ね、「無理強いしない」としている。かつて「市場化」推進のエンジンになるであろうと国内外の期待を集めていた混合所有制であるが、景気減速や各種権益集団との調整の結果、各社の対応に差異が出ることをあらかじめ織り込んだ内容となったものと推察される。

### (3) 国有資本投資運営会社制の導入

「指導意見」にて設立が盛り込まれた国有資本投資運営会社は国資委が設立する持ち株会社であり、その下に国有事業会社を組み入れることによって、政府の役割を「企業の直接的な経営・管理」から「株主」に転換し、企業の自主的経営の実現を目指すものである。「政企分離」(政府と企業の分離)、「所有権と経営権の分離」を通じて、企業としてのガバナンス強化や収益力向上を企図している。また保有資産

の流動化を容易にし、戦略上重要な領域に国有資産を柔軟に集約することで、国有企業の収益力を増し、上納金の増加を通じた国庫への貢献を目指している。

### 地方政府の改革は一足先にスタート～広東省・広州市の例～

国有企業は全国で約 15.5 万社存在する。そのうち「中央企業」は 16 年 1 月現在 106 社のみ<sup>6</sup>で、それ以外の大半は省・市など地方政府国資委に属する企業である。中央政府が政策公布に 2 年を費やしたのと対照的に、地方では三中全会以後、一足先に政策を打ち出し改革に着手している都市も多い(図表 3)。どの程度独自色を出すかは各地の経済状況によって異なっており、「指導意見」公布後にみずほ銀行産業調査部が行ったヒアリングにおいても、経済不振で財政への依存度が高い東北地方では「いったん自分たちの政策を出したが、今後は指導意見に従う」(某市国資委幹部)との声が聞かれたのに対し、沿海部では引き続き一歩先の改革を進める姿勢が顕著であるなど、様々であった。ここでは後者の例として広東省および広州市の状況を紹介する。

広東省属企業(以下「省系企業」)は現在 2,000

<sup>6</sup> 2015 年の 1 年間で合併により 112 社から 106 社まで減少。2016 年 3 月現在、中国遠洋運輸と中国海運が合併し「中国遠洋海運」となったほか、南光集団と珠海振戎が合併手続き中(106 社は手続き完了後の会社数)。また 2015 年 12 月には招商局集団と中国外運長航集団、中国五鈺集団と中国冶金科工集団の合併案なども認可され、今後、会社数はさらに減少する見込みである。

【図表 3】改革政策を発表している地方政府の一例

都市	文書名	公布時期
北京市	市属国有資産、国有企業の改革を全面的に深化させることに関する意見	2014 年 8 月
上海市	上海国有資産改革のさらなる深化による企業発展の促進に関する意見	2013 年 12 月
	当市の国有企業による混合所有制経済の積極的な発展の推進に関する若干の意見(試行)	2014 年 7 月
広東省	省所属の国有企業改革の実施に関する方案	2014 年 11 月
広州市	中共広州市委、広州市人民政府の国資国企改革を全面深化させることに関する意見	2015 年 4 月
重慶市	中共重慶市・重慶市人民政府の国有資産国有企業の改革を深化させることに関する意見	2014 年 4 月
遼寧省	国有資産国有企業の改革を更に一歩深化させることに関する意見	2014 年 11 月
大連市	国有資産国有企業の改革を全面的に深化させることに関する若干意見	2014 年 12 月
雲南省	雲南省国有資産監督管理委員会が国有企業改革を全面的に深化させることに対する意見	2014 年 7 月

(出所)中国各地方政府 HP よりみずほ銀行産業調査部作成

社余りで、うち直属企業は 21 社である(文末図表 4)。14 年に省国資委は管轄企業を「準公共性」と「競争性」に区分けし、「準公共性」事業を中心に資本投資運営会社傘下に集約する改革に着手した。また省保有資本の 7 割以上を公共事業、資本運営、先進的領域に集中させることを目指しつつ<sup>7</sup>、「2 級」(子会社レベル)以下で将来有望と判断した企業を中心に 14 年 9 月、パイロット企業 50 社を選出し、戦略的投資家の受け入れ、社員持ち株制度など混合所有制や社内機構改革が進められている<sup>8</sup>。

一方、広州市の直属企業(以下、「市系企業」)は現在 34 社ある。うち 2 社は 15 年に新設された資本投資運営会社で、今後、これらの傘下に事業会社が組み込まれることも予想される。元来、優良企業

<sup>7</sup> 《关于深化省属国有企业改革的实施方案》(粵府办[2014]60 号)

<sup>8</sup> 「羊城晚报」14 年 9 月 29 日付、15 年 11 月 13 日付など

が多い同市では、例えば医薬事業で全国トップクラスの広州医薬集団が英アライアンス・ブーツとの合併(医薬小売り事業)、独シーメンスとの提携(医療機器事業)を進めるなど、外資との提携や資本多様化がすでにある程度進んでいる。このため足許の改革は、資金調達が多様化など金融分野を中心に進められており、「全国で最も『市場化』が進んだ改革」<sup>9</sup>との形容もみられる。

「省系企業の改革は実業の強化。市系企業は金融分野が中心」とはある省系企業幹部の弁である。省規模で言えば、広東省でも内陸部にまだまだ貧困な農村地帯を抱えている。このため省系企業群の中には農村振興のための農業や関連技術育成を目的とした企業も設立されており、実業の向上に力点を置いている様子であった。

### 国有企業改革は「民営化」なのか？

ところで国有企業改革は「民営化」なのであろうか。個別事例としては、政府の戦略的領域の選にもれた商業類企業において、国の持ち分が流動化され民営化する企業は出てくるであろう。しかし習主席が「改革は国有資本の価値増大、国有経済の競争力向上、国有資本の機能拡大に利するものでなければならない」と語って<sup>10</sup>以降、改革の評価基準はこれら「三個有利於(3つの利点)」にあるとみなされている。改革の目的は「国有企業の強大化、収益力・競争力の強化」にあり、資本構成の多様化、ガバナンス向上、投資運営会社制度導入などは、あくまでも目的追求の方策と捉えることができる。

実際、中央企業で現在進行している改革は、中国

北車と中国南車の合併に代表されるように企業規模が拡大するものであり、資本主義国でみられる「分割民営化」とは様相を異にする。その結果、国内市場では国有企業による独占が加速し、民営企業は今まで以上に分の悪い競争を強いられ、「市場化」とは相反する状況となるだろう。しかし競争の場を海外市場であると考えれば、全く違った景色が見えてくる。合併により体力を増した国有企業が「一帯一路」政策で「走出去」(海外進出)し、外国企業との自由競争に打ち勝つ。そうした動きがインフラ分野や、生産過剰が深刻な「重厚長大」産業で広まれば、それは国内の過剰生産の受け皿としても期待できる。国内経済の右肩上がりの成長を期待することが難しくなった今、中国政府はまず、総力を挙げてトップランナー企業を作り、「国」として海外での競争に勝つ力をつけることを優先すると決めたのではなかろうか。16年2月、中国化工集団がスイス農薬大手シンジェンタを430億米ドル(約5兆1,600億円)で買収し世界の注目を集めたが、まさにその強大化志向を反映した動きといえるであろう。

では、日系企業は、このように強大化した中国国有企業とどのように向かい合うべきだろうか。協業を目指す場合、日系側としては、自社との協業が当該国有企業の国際競争力強化のみならず、中国の目指す方向に合致し、中国の「国力」増強に資するというストーリーメイクが今まで以上に重要になってくると思われる。第13次五カ年計画や「中国製造2025」、「インターネット+」など、中国が中長期的に目指す方向性を示す材料が続々と発表されている。「中国製造2025」発表後、「インダストリー4.0」を掲げるドイツ企業が、報道ベースでみる限り中国企業との交流を積極化させているようにも見受けられる

<sup>9</sup> 15年5月30日「広州日報」。この記事で指す「市場化」は、「資本市場の活用化」を指すものと考えられる。

<sup>10</sup> 15年7月17日の吉林省視察時のスピーチ。

11。中国の大方針にマッチした技術やノウハウを利用した中資系企業との連携で中国国内市場において成功事例を重ね、次のステップとして海外市場に横展開するというストーリーが描ければ、海外市場において中国企業と日系企業が正面对決することを回避し、Win-Win の関係を築けるのではないか。その場合、パートナー候補として考えられるのは「中央企業」や、前出の広東省、広州市など沿海部

の大企業が中心となるであろう。もっともその他地域でも、技術力やブランド力を有する企業に対して、政府は個別に「走出去」を進めるよう指示を与えていると聞く。中国国内でのアライアンスのみならず、その先の日中共同での海外展開も視野に入れた戦略策定、パートナー選びを考える時が来ているのであろう。

【図表4】広東省、広州市直属の国有企業

広東省直属企業		主要事業	広州市直属企業		主要事業	広州市直属企業		主要事業
1	広東省機場管理集团有限公司	空港運営	1	広州汽車工業集团有限公司	自動車	18	広州無線電集团有限公司	GPS、貨幣処理設備
2	広東省広晟資産経営有限公司	鉱業、電子、不動産	2	広州越秀集团有限公司	不動産、インフラ、金融	19	広州珠江実業集团有限公司	不動産
3	広東省交通集团有限公司	高速道路運営、陸路客運	3	広州港集团有限公司	広州港の経営	20	広州電気装備集团有限公司	機械設備
4	広東省商貿控股集团有限公司	貿易物流、医薬、食品	4	広州医薬集团有限公司	医薬、ヘルスケア	21	広州万力集团有限公司	タイヤ、化学工業
5	広東省建築工程集团有限公司	建設	5	広州発展集团股份有限公司	エネルギー	22	広州珠江啤酒股份有限公司	ビール
6	広東省旅遊控股集团有限公司	観光、ホテル	6	広州市建築集团有限公司	建築、インフラ	23	広州友誼集团股份有限公司	小売り
7	広東粵海控股集团有限公司	インフラ、不動産、ホテル	7	広州地鉄道集团有限公司	地下鉄	24	広州珠江鋼琴集团股份有限公司	ピアノ、楽器
8	広東省水電集团有限公司	建設、不動産	8	広州市城市建設投資集团有限公司	インフラ投資	25	広州紡織工貿企業集团有限公司	紡織
9	広東恒健投資控股有限公司	投資	9	広州市水務投資集团有限公司	上下水道	26	広州鋼鉄企業集团有限公司	鋼鉄、金属
10	広東聯合電子服務股份有限公司	道路通行料徴収決済	10	広州金融控股集团有限公司	金融	27	広州広日集团有限公司	エレベーター
11	広東省二輕工業集团公司	不動産リース、内装建築、貿易環境、鉱山等への投資	11	広州銀行股份有限公司	銀行	28	広州酒家集团股份有限公司	飲食
12	広東省広業資産経営有限公司	発電	12	広州農村商業銀行股份有限公司	銀行	29	広州風行發展集团有限公司	農業、家電
13	広東省粵電集团有限公司	海運、港湾	13	広州交通投資集团有限公司	高速道路	30	広州市設計院	設計、施工
14	広東省航運集团有限公司	エネルギー、素材等の貿易	14	広州輕工工貿集团有限公司	軽工業	31	広州賽馬娛樂総公司	娯楽
15	広東物資集团公司	エネルギー、素材、医薬へ投資	15	広州万宝集团有限公司	電化製品	32	広州環保投資集团有限公司	環境投資
16	広東省広新控股集团有限公司	繊維、医薬	16	広州万科企業集团有限公司	百貨店、小売り	33	広州国資發展控股有限公司	投資
17	広東省絲綢紡織集团有限公司	塩、酒、乳製品、小売り	17	広州嶺南国際企業集团有限公司	旅行、食品、ホテル	34	広州工業發展集团有限公司	工業、サービス、商業貿易への投資
18	広東省塩業集团有限公司	鉄道						
19	広東省鉄路建設投資集团有限公司	マカオ事業						
20	広東南粵集团有限公司	取引所						
21	広東省産権交易集团有限公司							

(出所)広東省、広州市政府 HP よりみずほ銀行産業調査部

11 たとえば「中国製造 2025」でも重点分野に取り上げられているロボット分野では、国内トップ企業の瀋陽新松が15年11月、独シーメンスと製造自動化の領域で業務協定を締結している。



# 中国国内販売にかかる 決済方法とリスクヘッジ(後編)

小塚 聖 みずほ銀行

グローバルトレードファイナンス営業部 東アジア室

前回(本誌第 51 号掲載)は、中国国内での販売において用いられる各種決済手段の概要について説明してきた。後編ではそうした各種決済手段におけるリスクを回避し、確実な代金回収管理を行っていくために用いられる取引を、銀行が取り扱っているものを中心にいくつか紹介したい。なお、これらの取引は基本的に自社の信用力ではなく支払義務者の信用力に依拠した取引であり、取引を提供する銀行が求めるコストはこの支払義務者の信用力に応じたものとなることが前提であることにご留意いただきたい。

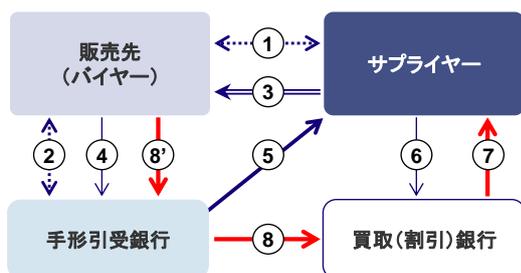
## 1. 銀行引受手形割引

これは文字通り、自社が受け取った銀行引受為替手形を自社の取引銀行に割り引いてもらい早期資金化する取引である。ただし、日本で一般

的に行われる手形割引と異なり、支払義務者(この場合、手形の引受銀行)の信用力に基づいて割引を行うため、たとえ手形引受銀行の倒産や資金繰り悪化が理由で手形期日に決済がなされなかったとしても、手形割引によって受け取った代金の返還を取引銀行に求められることはない。これにより、資金化のみならず不払いリスクのヘッジにもなっているのが銀行引受手形割引の特徴である。銀行引受為替手形の発行件数が非常に多い中、現在の中国で最も容易に資金化・リスクヘッジが達成できる取引とも言える。

他方、手形要件の不備による引受銀行の不払いは、例外的に代金返還の対象となる点には留意する必要がある。そして、前回述べた電子ベースの為替手形を使用することで、この手形要件の不備の発生を回避する手段は有効であり、電子ベースでの銀行引受手形割引も既に多くの銀行で取り扱われている。

【図表1】銀行引受手形割引



1. 売買契約
2. 手形支払委託契約
3. 商品発送
4. 手形振出
5. 手形引受
6. 手形割引依頼
7. (金利等差引き後)割引代金支払
8. 期日支払

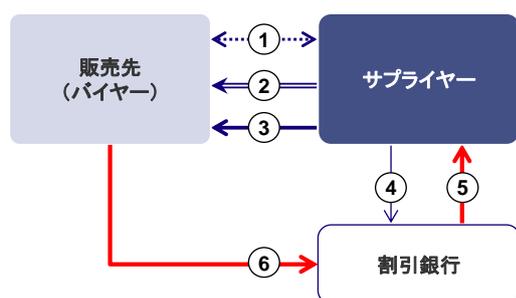
## 2. 商業引受手形割引

銀行引受手形割引と同様の仕組みで、商業引受為替手形の割引も取り扱われている（電子手形についても同様）。しかしながら、先に述べた通り、銀行引受為替手形の不払いリスクが引受銀行にあるのに対して、商業引受為替手形のそれは引受企業である（図表2）。このため、自社の取引銀行がその引受企業の信用力を判断でき、かつリスクを取れるというケースが、銀行引受為替手形と比較するとどうしても少なくなってしまうことは否めない。このことも、銀行引受為替手形と比較して、商業引受為替手形の発行件数が少ないことの要因の一端と考えることができるだろう。

## 3. インボイス・ディスカウント・ファイナンス(IDF)

送金ベースの取引に対しては、自社が保有する売掛債権を取引銀行に譲渡し、それを割り引いてもらいインボイス・ディスカウント・ファイナンスという取引も存在する（図表3）。これは中国国内販

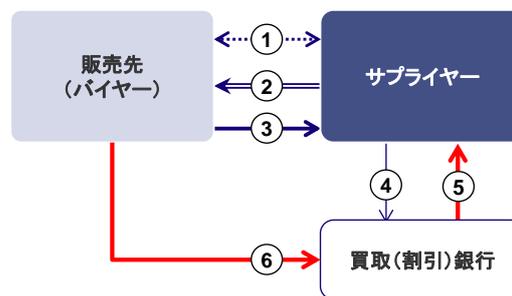
【図表3】インボイス・ディスカウント・ファイナンス



1. 売買契約
2. 商品発送／インボイス発行
3. 債権譲渡通知
4. インボイスディスカウント依頼
5. (金利等差引き後)代金支払
6. 期日支払

(注: 関連する法律によっては、上記3の債権譲渡通知以外に必要な手続がある場合がある)

【図表2】商業引受為替手形割引



1. 売買契約
2. 商品発送
3. 手形振出
4. 手形割引依頼
5. (金利等差引き後)割引代金支払
6. 期日支払

売だけでなく、他国から中国へ販売する際のクロスボーダー決済においても可能<sup>1</sup>な取引である。

ただし、売掛債権の譲渡に関しては、譲渡を行う当事者（原債権者であり譲渡人となる自社と、譲受人となる銀行）以外の第三者および債務者に対して、譲渡を認めさせるための法的な要件（一般に対抗要件と言われるもの）がある。特にクロスボーダーの売掛債権については、関係者の所在国や売買契約の準拠法など考慮すべき法律が複雑となることも多く、手続きも手形割引に比べて必要となる書面等が多くなるのが一般的である。これについては紙面の関係上、詳細は割愛させていただくが、まずは自社の取引銀行にご相談されることをお勧めしたい。

また、この取引においても上記2の商業引受為替手形割引と同様、支払義務者である販売先の信用力に応じて銀行は取扱の可否を判断することは同様であることにあらかじめご留意いただきたい。

<sup>1</sup> 一部の国については、特に債権譲渡に関して法的な制限があったり、債権譲渡が禁止されていたりする場合もある。

#### 4. 銀行による支払保証

上記3のインボイス・ディスカウント・ファイナンスは売掛債権を銀行に譲渡し、割り引いて代金を早期に受領するものであったが、それ以外にも、債権の早期資金化の必要がない場合に、販売先からの不払いリスクを保証してもらうことに特化した取引もある。特に、販売先に知られることなく販売先の不払いリスクに対して自社の取引銀行に保証を提供してもらい、実際に不払いが起こった際には取引銀行が代わりに代金を支払う取引が有効である(図表4)。

上記の通り、通常通り決済が行われている限りにおいては販売先にこの取引が知られることはない。しかし、不払いが発生して銀行に保証履行を求める場合、その前提として債権譲渡を完了させる(上記3のインボイス・ディスカウント・ファイナンスで触れた対抗要件を具備することを含む)必要があることが一般的である点には、ご留意いただく必要がある。また、商品の瑕疵による商業紛争

等を理由とする不払いは保証対象外であることが一般的である。

#### 5. 取引信用保険

ここまでは銀行が取り扱っている商品について概要を述べたが、それとは別に取引信用保険についても簡単に触れておきたい。

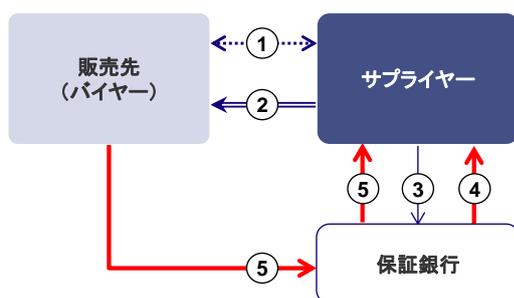
本商品はいうまでもなく、保険会社が提供するものであり、多くの保険会社が取り扱っている。また、取引信用保険の取り扱いに特化した保険会社もあるため、保険ブローカーを通じて確認していただくのが良いかもしれない。

取引内容自体はいたってシンプルで、販売先(債務者)の倒産や代金支払債務の不履行により被保険者(保険契約者)が被る損失に対して保険金が支払われる。当該保険の契約者(債権者)は、保険会社に対して事前に保険料(契約時ないし契約更新時から1年間の売上見込をベースに算出される)を支払い、通常1年間の保険付保枠を設定してもらうのが一般的である。

取引信用保険を利用する場合の留意点はいくつかあるが、その一つに、原則として全販売先(ないしは一定の条件下で抽出した複数の販売先)への包括付保となることがある。単一の販売先にのみ付保する形式は一般的ではないが、各保険会社によって条件が異なっていることも多いため、事前に十分な確認が必要である。

また、各保険会社の契約に含まれる条件、特に保険免責事項についてはよく理解しておく必要がある。特に多いのが、自社が経営管理へ関与しているとみなされる販売先や公的身分を有する

【図表4】銀行による支払い保証



1. 売買契約
2. 商品発送／インボイス発行
3. インボイス支払保証依頼
4. 支払保証
5. 期日支払

(注: 期日支払がなされず銀行に対して保証履行を請求する場合、債権譲渡通知等の対抗要件具備に必要な手続きを完了する必要がある)

販売先(政府が資本関係を保有している企業を含む)との売買取引は免責対象、といったものである。保険金を請求した後に、当該売掛債権が免責事項の対象と判明して保険金が受け取れなくなってしまう、といったことを回避するために、免責事項や保険金請求の手続きとその時限性については十分に契約書(保険約款)に目を通し、内容を理解しておくことを強くお勧めする。

## 最後に

前回の冒頭で述べた通り、中国に進出する日系企業を取り巻く環境は大きく変貌してきている。中国国内における人件費の高騰等を背景に、中国を単なる製造基地としてのみ捉えることはもはや企業の生産・販売活動における最適化につながらないことも多くなっている。他方、中国の一人当たり GDP は大きく伸び続けていることは紛れもない事実であり、13 億人を超える人口を抱える中国は、巨大な販売マーケットとして今後ますますその存在感を強めていくはずである。

しかしながら、最近では GDP 成長率の鈍化に代表される経済の停滞や、銀行の貸出に対する不良債権の増加など、看過できない情報が飛び交っていることもまた事実である。こうした環境下において中国での販売、特に中資系企業への販売を行っていく、また拡大していくためには、ただ販売数量を増やすだけでなく、回収リスクを軽減するための策を併せて講じていくことが不可欠である。

本稿にて紹介した各種決済手段とそのリスク、またそれに対応する各種金融取引について理解を深めていただき、時宜を逃さないビジネスチャン

スの獲得と適切なリスクマネジメントにつながる一助となれば幸いである。

### 【お詫びと訂正】

前編(本誌 51 号、5 ページ)の「6 カ月以内に二号不渡りを 2 回起こした企業に対する銀行取引停止処分」は、「6 カ月以内に一号不渡りを 2 回起こした企業に対する銀行取引停止処分」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

# Business 【Philippines】



## フィリピンの外資規制

寺田 未来 Teradatrust Advisory Inc.

### 1. はじめに

2015年度のフィリピン対内直接投資は、製造業などを中心に前年比+31.2%の増加となり、日本からの直接投資も前年比+22.3%と、国・地域別でオランダに続き2位となった(表1)。

従前は製造業やBPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)などのいわゆる「輸出型産業」の進出が目立っていたが、16年に入り、フィリピン国内マーケットを対象に事業を展開する「国内型産業」での進出相談が増加傾向にある。フィリピンは魅力的な投資優遇制度がある一方で、さまざまな分野で外資規制があり、国内型産業での事業展開においては、規制の有無に注意する必要がある。本稿ではフィリピンの外資規制について説明する。

### 2. ネガティブリスト

進出を検討している業種が規制対象か否かを確認するためには、まずネガティブリストを参照する必要がある。外資規制の対象業種を記載したネガティブリストは定期的に更新されるが、現時点で最新のものは第10次外国投資ネガティブリスト(15年6月22日発行、次頁表2)である。

第9次ネガティブリストからの最も大きな変更点は、個人の専門職業務の規制が緩和された点である。これまで各種エンジニア、会計士、建築士、通関士など大半の専門職はフィリピン人のみが就労

【表1】国・地域別対フィリピン直接投資(認可ベース)  
(単位:100万ペソ、%)

	2014年	2015年		
	金額	金額	構成比	伸び率
オランダ	32,784	82,727	33.7	152.3
日本	35,660	54,711	22.3	53.4
韓国	4,155	23,166	9.4	457.5

出所:フィリピン統計局(上位3カ国のみ抜粋)

できる業種とされていたが、今回の改定で薬剤師、レントゲン技師、犯罪学、林業、法律家の5分野を除いてネガティブリストから除外、つまり外国人の就労が認められることになった。しかしながら条件付きであり、相手国側で同職種のフィリピン人の就労が認められている場合に限定されている。つまり、日本でフィリピン人が就労できる職種についてのみ、日本人もフィリピンで就労可能という限定的な解放と言える。

### 3. アンチダミー法

1936年承認の共和国法(C.A108: Commonwealth Act No.108)では、規制業種における取締役の外国人占有比率を、資本規制比率に準じて取り扱わなくてはならない旨が規定されている。ネガティブリストによって、外国資本の出資比率が規制されている場合には、取締役の構成でも外国人比率を規制割合以下にする必要がある。

### 4. 資本金規制

株式会社に課せられる資本要件は、授權資本

【表2】第 10 次外国投資ネガティブリスト

<b>リスト A: 憲法または特別法により、外資が規制されている分野</b>	
<b>外資が許可されない分野</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• マスメディア (記録を除く)</li> <li>• 払込資本金額が 250 万米ドル未満の小売業</li> <li>• 民間警備会社</li> <li>• 群島内、領海内、排他的経済海域内の海洋資源の利用および河川、湖沼内の小規模資源利用</li> <li>• 核兵器の製造、修理、貯蔵、流通</li> <li>• 爆竹その他花火製品の製造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 専門職 (薬剤師、レントゲン技師、犯罪学、林業、法律家)</li> <li>• 協同組合</li> <li>• 小規模採掘</li> <li>• 闘鶏場の所有、運営</li> <li>• 生物/化学/電磁兵器、対人地雷の製造、修理、貯蔵、流通</li> </ul>
<b>外資が 20%以下に規制されている分野</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 民間ラジオ通信網</li> </ul>	
<b>外資が 25%以下に規制されている分野</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 民間人材紹介業 (国内、海外問わず)</li> <li>• 防衛関連施設の建設契約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国内で資金供与される公共事業の工事 (例外あり)</li> </ul>
<b>外資が 30%以下に規制されている分野</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広告代理店業</li> </ul>	
<b>外資が 40%以下に規制されている分野</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 天然資源の発掘、開発、利用</li> <li>• 公益事業の運営</li> <li>• 米・コーン産業</li> <li>• 公益事業免許を必要とするインフラの運営、開発</li> <li>• 損害査定会社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 私有地の所有</li> <li>• 教育機関</li> <li>• 国有企業、公営企業への原材料、商品の供給契約</li> <li>• 深海漁船の運営</li> <li>• コンドミニウムユニットの所有</li> </ul>
<b>リスト B: 安全保障、防衛、保健、公序良俗、中小企業保護の観点から外資参入が規制されている分野</b>	
<b>外資が 40%以下に規制されている分野</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• フィリピン国家警察(PNP)の許可を要する品目の完成品および原材料の製造、修理、保管、流通</li> <li>• 国家防衛省(DND)の許可を要する品目および DND 長官が別に定めた品目の製造、修理、保管、流通</li> <li>• 危険薬物の製造、流通</li> <li>• サウナ、スチームバス、マッサージクリニック、その他類似の活動で公序良俗に反する可能性があるため法により規制されているもの</li> <li>• レース場の運営等、あらゆる賭博行為(PAGCOR との投資契約によるものを除く)</li> <li>• 払込資本金額が 20 万米ドル未満の国内市場向け企業</li> <li>• 先端技術を有するか、少なくとも 50 人以上を直接雇用し、払込資本金額が 10 万米ドル未満の国内市場向け企業</li> </ul>	

出典: フィリピン日本人商工会議所

(Authorized Capital)の最低 25%相当の株式を引き受け (Subscribed Capital)、引受株式の最低 25%を払い込む (Paid-Up Capital) ことである。また、払込資本金額が 5,000 ペソ以上であることである。

「国内型産業」の場合、外国資本比率に応じた資本金規制が存在する他、銀行など特定事業に従事

する場合には、当該事業を規制する特別法や施行細則に従い、高額の最低払込資本要件が適用される。主な業種と最低払込資本金は以下の通り。

(1) 小売業

以下の場合に外資参入が認められる。

- a) 外資の場合、払込資本金は 250 万米ドルで、一店舗あたりの投資は 83 万米ドル以上
- b) 高級品もしくは贅沢品に特化した企業で、一店舗あたりの払込資本金は 25 万米ドル以上

## (2) その他業種

- ・ 外国資本が 40%以下の場合：最低資本金は 5,000 ペソ
- ・ 外国資本が 40%超の出資の場合：「国内型産業」の場合、最低払込資本要件は 20 万米ドル。この会社が先端技術を有するか、50 人以上を直接雇用する場合は最低払込資本要件が 10 万米ドルとなる。
- ・ 輸出型産業：主に輸出向けに事業を行う会社の場合、当該最低資本金規制は適用されない。輸出向けに事業を行う会社とは、製造業で生産量の 60%以上を輸出する場合（PEZA 登録の場合は 70%以上を輸出）、貿易業でフィリピン国内での購入量の 60%以上を輸出する場合を指す。

## 5. 土地所有規制

フィリピンでは、外国企業および外国人による土地の所有は認められていない。1987 年憲法の下で、土地の所有はフィリピン人のほか、フィリピン人が資本の最低 60%を所有する株式会社などに限定されている。一方、外国人投資家は、投資目的のみに利用される土地をリースすることができ、リース期間は最長 50 年、更新期間は一度限りの 25 年である。よって、工場などの用途で土地を利用する場

合、土地所有者からリースをするか、外国資本比率が 40%を超えない持分割合で土地保有会社を設立する方法が採られる。

なお、外国資本企業による工場建物の 100%所有は可能。マンションは取得できるが、分譲マンションの場合、外国人への売却は総戸数の 40%までに制限されている。

## 6. まとめ

フィリピンの外資規制は比較的複雑であり、ネガティブリストには規制業種として記載されていないが、建設業など各管轄省庁独自の規定に基づき、資本規制が設けられている場合もあるので注意が必要だ。業種によっては、SEC（証券取引委員会）や地方自治体への登録等の一般的な法人設立に加え、別途管轄省庁からのライセンス取得が必要な場合があるため、フィリピンでの事業展開にあたりどのようなライセンスの取得が必要なのかを事前に調査することは非常に重要である。



寺田 未来  
(てらだ みき)

米国公認会計士資格合格者  
Teradatrust Advisory Inc.

2004 年東京三菱銀行（現：三菱東京 UFJ 銀行）入行。09 年米国公認会計士試験合格。同年よりフィリピン進出日系企業に対する投資・会計・税務・労務・法務関連のアドバイザー業務に従事。12 年に Teradatrust Advisory Inc. を設立し、“お客様目線でのきめ細かいサービス”をモットーに製造業を中心とした在フィリピン日系企業のサポートを幅広く実施している。



【Vietnam】

# ベトナムにおける付加価値税 (VAT) の還付

讃岐 修治 フェアコンサルティング ベトナム

## 1. はじめに

近年、VAT の還付申請において、還付申請後の税務調査終了後、議事録にも署名し VAT の還付の決定書も発行されたにもかかわらず、実際の還付がなかなか実施されないというケースが散見されました。

そこで、財務省は VAT 還付管理にかかるオフィシャルレター(2015 年7月 30 日付 No.10492/BTC-TCT、同年 10 月2日付 No. 13822/BTC-TCT、同年 12 月 17 日付 No.18832/BTC-TCT)を公布し、その中で VAT 還付金額の取り扱いについて優先的に還付する対象について規定しました。

当該オフィシャルレターで規定された還付金額の支払が優先されるケースは次の通りです。

- 本会計年度または直前年度の VAT 申告書上の輸出品製造の売上高が総売上高の 51%以上を占める輸出品の製造企業
- 国家の重要な案件
- VAT 課税商品を製造する会社の設立を目的にする地方における重要な投資案件

- 免税商品を購入した外国人
- 外国契約者が清算手続きを行う際に、税務当局の調査を受けた外国契約者や企業
- 政府の管轄機関により承認されたプログラム、プロジェクトのために行われた無償人道援助、無償 ODA 案件

以下では、実際の還付について述べていきます。

## 2. VAT 還付の申請要件

サプライヤーへの支払い時などに発生する仕入 VAT が顧客からの入金時に受領する売上 VAT を超える場合で、一定の要件を満たせば、当該 VAT の還付請求がベトナムでも導入されています。VAT の還付を実施するには次のいずれかの要件を満たしている必要があります。

- (1) インボイス方式を採用する場合に、連続する 12 カ月間において仕入 VAT 合計額が売上 VAT 合計額を上回る。
- (2) 新設法人もしくは開業準備法人で次のいずれかの場合；
  - a. 開業から生産までの準備期間が

1年超で、年度ごとに仕入 VAT の累計額を還付申請することが可能な状態にある。

- b. 控除可能な仕入 VAT の累計が3億ドンを超えている。

(3) 輸出法人で、1カ月間(月次申告の場合)もしくは四半期ごと(四半期申告の場合)の控除可能な仕入 VAT が3億ドンを超えている。

(4) 外国人もしくは外国で居住しているベトナム人が、ベトナムで物品を購入し当該物品を出国時に持参している。

なお、還付対象は納税額の計算に際し、売上 VAT からの控除が可能な仕入 VAT に限られます。

### 3. VAT 還付の流れと注意点

VAT の還付をする際には、ベトナムでは還付申請をしても、還付どころか余計に税金を取られるという声もよく聞かれます。しかし、実際なぜそのような風潮になっているかというと、還付申請をした場合、その後、必ず税務調査が入り、その際に還付申請額以上の「未納税額」が発見され追徴されるというケースがあるためです。

従って、このような事態に陥らないためにも、事前にVATの還付にかかる書類の整備などを実施することが重要になります。

大まかな手順は次の通りとなり、①と②についてはあくまでも任意での手続きとなります。

#### ① 各種税金の納税の有無確認

税務署は還付申請する VAT だけでなく、各種税金の納税の有無について、すなわち CIT(法人所得税)、PIT(個人所得税)、FCT(外国契約者税)の申告が漏れていないかについても確認します。したがって、事前に税務コンプライアンスができていないかを再度、確認する必要があります。税務調査前に自社で納税漏れを発見し、事前に申告および納税をすると、税務調査時の指摘を受けて納税する場合に比べ、20%の加算税が課せられなくなります。

#### ② 契約書、VAT Invoice の確認

VAT 還付時の税務調査では上記①に加え、契約書と VAT Invoice、Purchase Order、銀行送金の整合性も税務署に確認されます。このため、事前に自社でも整合性が取れているかどうかの確認が必要です。

#### ③ VAT 還付申請書類作成

申請書類にはいつまでの期間(例えば2016年3月期など)の VAT の還付を申請するかを申請書類に記載します。

#### ④ 申請書類の提出

上記の申請書類を管轄税務署に提出します。

#### ⑤ 税務調査

税務調査では、納税漏れがないかを確認し、仮に納税漏れがある場合には当該未納税額を差し引いて還付されます。例えば、還付請求額が100で未納税額が20ある場合には、差額の80が還付されます。

## ⑥ 実際に銀行口座へ VAT 還付

税務調査の議事録および決定書が発行されたのち、指定の銀行口座に還付されます。ここで、冒頭に述べた実際の還付が遅れるケースが散見しているため、キャッシュフローもゆとりを持ったものが必要となります。

以上の通り、VAT 還付を検討されている場合には、事前に手続きや注意点を専門家にご相談されることをお勧めいたします。



**FG** FAIR CONSULTING  
GROUP

**讚岐 修治**

Fair Consulting Vietnam

Joint Stock Company

オーストラリア公認会計士

外資系衛生製品メーカーのセールスマネジャーを経て、オーストラリアにて MBA 取得。大学院在学時より日系の独立系会計事務所にて日系企業を含めたローカル企業の会計・税務・ビジネスコンサルティングに従事。現職では、ハノイにおける各種税務コンプライアンス対応や、ジェットロハノイ主催セミナーの講師等を精力的に行う。



## 【India】 インドの税制 第 58 回

# 所得の計算および 開示に関する基準(ICDS)

空谷 泰典 KPMG インド

## 1. はじめに

「所得の計算および開示に関する基準」(Income Computation and Disclosure Standards、以下「ICDS」)は、インド財務省から課税所得の計算に関する新しい枠組みとして公表され、中央税務当局から 2015 年 3 月 31 日付で通知されており、16 年 3 月期から適用が求められている。

ICDS は、課税所得を一貫性のある明確な方法で計算し、税務上の取り扱いを統一することを目的としている。また、ICDS は、段階的に国際財務報告基準へコンバージョンが進められているインド新会計基準(以下「Ind-AS」)との調整も考慮し

ている(表1)。現行のインド会計基準、または、Ind-AS いずれの場合も、ICDS に従って、会計上の利益に適切な調整を加えて課税所得を計算することが求められる。

### ICDS 導入の背景

インド企業省が 10 年、インドの財務報告を段階的に国際財務報告基準にコンバージョンするロードマップを公表した際の課題の 1 つは、Ind-AS に基づき報告を行う一方、現行のインド会計基準に基づき報告を行う企業もあるという状況において、この財務報告基準の変更が課税所得に及ぼす影響である。

その対応として、中央税務当局は同年、Ind-AS 導入に伴う税務関連問題を検討する委員会を発足させた。また同局はこの機会に、これまで発生していた「会計実務と税務当局の観点の相違」についても対応することとした。

国際財務報告基準の適用に伴う財務関連の課題について、世界中でさまざまな対応策がとられているが、インド中央税務当局は企業が採用している財務報告のフレームワークとは別に、課税所得計算のためのフレームワークを規定する方法を選択した。

中央税務当局は、12 年 10 月に公表した報告書

【表1】ICDS 一覧

ICDS 基準番号	所得計算開示基準	現行のインド会計基準
ICDS I	会計方針	第 1 号に対応
ICDS II	棚卸資産の評価	第 2 号に対応
ICDS III	工事契約	第 7 号に対応
ICDS IV	収益認識	第 9 号に対応
ICDS V	有形固定資産	第 10 号に対応
ICDS VI	外国為替レートの変動の影響	第 11 号に対応
ICDS VII	政府補助金	第 12 号に対応
ICDS VIII	有価証券	第 13 号に対応
ICDS IX	借入費用	第 16 号に対応
ICDS X	引当金、偶発債務および偶発資産	第 29 号に対応

の中で基準案を掲載し、パブリックコメントを求めた。その後2年が経過し、最終コメントを求めるためICDS案の改正版を公表した。コメント募集期間は15年2月8日に終了し、ICDSに関する通知が公表された。ICDSの通知により、同局の選択した道筋が確定した。

### 影響を受ける主な項目

以下では、ICDSの影響を受ける主な項目について記載する。

#### 借入費用

- 現行のインド会計基準第16号「借入費用」では、建設期間が長いプロジェクトの場合には借入費用である利息を資産計上しなければならないとしている半面、建設期間が短いプロジェクトの場合は費用処理が認められる。一方、ICDSでは建設期間が短いプロジェクトについても借入費用の資産計上が求められる可能性がある。
- 外貨建借入金から生じる換算差額のうち、借入費用とみなされる利息部分について、インド会計基準では建設期間が長い場合には資産計上が強制される。一方、ICDSでは借入費用とみなされないため、損金算入が可能である。
- ICDSのもとでは、借入資金の一時的な運用により得られた収益は、資産計上される借入費用から控除されるのではなく、収益として認識される。

#### 工事契約

- ICDSは工事完成基準<sup>1</sup>での会計処理を認めておらず、工事契約からの収益は工事進行基準で認識するよう求めている。

#### 引当金、偶発債務および偶発資産

- 現行のインド会計基準と異なり、ICDSは「合理的な範囲で確実」な場合に限り、引当金を認識するよう求めている。

#### 政府補助金

- ICDSはすべての補助金をその性質に基づき、資産の取得原価から控除するか、損益認識するといういずれかの方法で計上するよう求めている。
- 現行のインド会計基準に基づく認識要件をすべて満たしていない場合でも、政府補助金の認識を実際の受領日以降に延期することはできない。

#### その他

- 財務諸表の作成において重要な検討事項である「重要性の概念」の適用についても、ICDSでは考慮されていない。そのため、導入の際の課題となる可能性がある。例えば、課税所得を計算する際に、財務諸表上の未調整の監査差異の取り

<sup>1</sup> 工事完成基準は、工事契約について、工事が完成し、物件の引き渡しを行った時点で、工事収益および工事原価を認識する方法。これに対し、工事進行基準は、工事契約について、工事収益総額、工事原価総額および決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて当期の工事収益および工事原価を認識する方法をいう。

扱いに関する検討が必要となる可能性がある。  
ある。

- ICDS は「合理的な理由」がない限り、会計方針の変更を認めていない。ICDS は合理的な理由について定義していないため、経営陣と税務当局による判断が求められる可能性がある。
- 現行のインド会計基準と異なり、ICDS は売買目的で保有する有価証券についてのみ言及している。
- 現行のインド会計基準と異なり、ICDS は「合理的な範囲で確実」な場合に限り、引当金を認識するよう求めている。

**空谷 泰典**  
(そらたに たいすけ)

KPMG インド  
(ムンバイ)  
アソシエイト・ディレクター  
米国公認会計士



2002年1月に朝日監査法人(現あずさ監査法人)東京事務所入所。日本国内において、主に総合電機メーカー、製薬会社等の会計監査及びデューデリジェンス業務に従事。08年7月より、タイにおける日系企業をサポートするためにバンコク事務所に駐在。12年1月より、日系企業のサポート体制の確立のため、あずさ監査法人よりKPMGムンバイ事務所へ赴任。

## Business 【Malaysia】



# マレーシア新会計基準 MPERS の導入とその特徴

岡島 伸宏 SCS Global Consulting (M) Sdn. Bhd.

### 1. 新たな会計基準(MPERS)の導入

マレーシア会計基準委員会(MASB: Malaysia Accounting Standard Board)は2014年2月、新たな会計基準としてMPERS(Malaysia Private Entity Reporting Standards)を公表した。MPERSは非公開会社に適用される会計基準であり、16年1月1日以降に開始する事業年度(以降「16年度」)より強制適用される。

MPERSの導入により、従来、非公開会社に適用されていた会計基準であるPERS(Private Entity Reporting Standards)は廃止される。すなわち、15年度までPERSを適用していた会社は、16年度よりMPERSが自動的に適用されることとなる。

### 2. 公開会社向け会計基準(MFRS)

マレーシアにおいては公開会社に適用される会計基準であるMFRS(Malaysia Financial Reporting Standards)が存在する。

MFRSは、IFRS(国際会計基準: International Financial Reporting Standards)と同等と認められる会計基準であり、マレーシア証券取引所に上場している会社のほか、証券取引所、財務省等に財務報告が必要な会社に適用される。なお、非公開会社にもMFRSの任意適用が認められている。

15年度までMFRSを適用していた非公開会社は、16年度以降においてもMFRSの適用が認められ、MPERSに会計基準を変更する必要はない。

### 3. 3つの会計基準(PERS・MPERS・MFRS)の全般的特徴

上述のとおり現時点においてマレーシアではMPERS、MFRS、PERS(15年度が終了した時点で廃止)の3つの会計基準が存在することになる。

PERSが「モノを買うのにいくら支払ったか」(この考え方を「原価(Cost)アプローチ」という)という会計概念に基づく基準であるのに対し、MPERSおよびMFRSは、「持っているモノにいくら価値があるのか」(これを「公正価値(Fair Value)アプローチ」という)という会計概念に基づく基準である。したがって、MFRSとMPERSは、同じ会計概念に基づく会計基準であるといえる。

公正価値アプローチは、IFASにおいても導入されている会計概念であり、現在の世界的な潮流となっている概念である。公開会社向けの会計基準に限らず、非公開会社向けの会計基準にも公正価値アプローチの概念を導入し国際標準にも通用することを目指し、かつ、非公開会社に対して過度の負担を強いることを排除することを目的として設定された会計基準がMPERSといえる。したがって、

MPERS は MFRS の簡略版ということが出来る。MFRS と MPERS は、同じ考え方に基づいた会計基準であり、MFRS に基づく財務諸表に対して部分的に会計処理方法の簡便化、または記載内容の省略を認めた会計基準が MPERS ともいえる。

**【3つの会計基準の関係】**

年度	公開会社向け会計基準	非公開会社向け会計基準
2015	MFRS > 公正価値アプローチ > IFRS と同等	PERS > 原価アプローチ
2016		MPERS > 公正価値アプローチ > IFRS と同じ概念 > MFRS の簡略版

**4. MPERS の具体的な特徴**

MPERS の具体的な特徴について、PERS および MFRS との相違点のうち日系企業に重要な影響があるものについて解説する。

**(1) 機能通貨**

① 機能通貨の導入

PERS と MPERS の最大の相違点は、PERS において認められていなかった機能通貨 (Functional currency) が導入された点である。機能通貨とは、会社が事業運営する上で主たる経済環境となる通貨である。簡単にいえば、会社の取引のうち大部分の取引が行われる通貨といえる。なお、MFRS においては、既に導入されている。

② 機能通貨がリング以外である場合の留意事項

機能通貨がリングと判定される場合には特に問題は生じないが、リング以外の通貨が機能通貨と判断される場合には、留意する必要がある。

MPERS が適用されることになると、会計帳簿を機能通貨建てで記録する必要がある。他方、会社法 (Companies Act 1965)、所得税法 (Income Tax Act 1967)、GST 法 (Goods and Service Act 2014) においては、機能通貨の概念が導入されていない。

したがって、決算書は、会社法に従う必要があるためリング建てで作成する必要がある。

また、所得税法、GST 法において、機能通貨がリング以外と判定される場合、リング建て会計帳簿の作成が必要になると考えられる。つまり、機能通貨建ておよびリング建て2種類の会計帳簿の作成が必要になる。

原則的な方法 (2種類の通貨により会計記録を作成する方法) によらず、例えば月次で一括して機能通貨建て会計帳簿の為替換算を行い、リング建ての会計帳簿を作成するなどの簡便な方法が認められるか否かについて議論の余地がある。簡便な方法が認められるのは、簡便な方法で処理を行ったとしても原則的な方法で処理した場合との差異が僅少な場合と考えられるが、為替変動が著しい経済環境下においては当該差異が僅少とは言えないため、簡便的な方法が認められない可能性が高い。機能通貨がリング以外と判断される場合には、監査人や税務顧問などの専門家とも協議の上、慎重に対応する必要がある。

**(2) 財務諸表の開示 (Presentation of Financial Statements)**

MPERS においては、MFRS と同様に会計方針決定の判断および不確実性に対する見積りに関する

項目についても記載が要求されることとなった。PERS においては当該事項の記載は求められていなかった。

### (3) 企業結合(Business Combinations)

MPERS においては、非支配持分に対するのれんは PERS での取り扱いと同様に認識しない。MFRS においては非支配持分に対するのれんも認識する点異なる。

PERS においてはのれんの償却に関する規定がなかった。MFRS においてはのれんの償却は行わず、毎年減損テストを行う必要があるのに対し、MPERS においては、最長期間を 10 年間とする有効期間にわたって毎期償却を実施する必要がある。

なお、企業結合に要した初期費用は、MFRS においては損益を通じて費用処理されるのに対し、MPERS においては PERS の処理と同様に、資産化される。

### (4) 金融商品の開示(Disclosures about Financial Instruments)

MPERS においては、PERS では要求されていなかった金融商品にかかる測定基礎等の開示が必要となる。

開示が求められるのは、

- 金融資産および金融負債ごとの帳簿価額合計
- 金融商品の重要性を情報利用者が評価するのに有用なその他の情報
- 金融商品が公正価値で評価されている場

合には、公正価値決定のための基礎

- 評価技法を利用した場合には、その前提とした仮定

などである。

PERS においては開示が要求されない事項であり、MFRS においては MPERS と比較してより詳細な開示が要求されている。

### (5) 無形固定資産(Intangible Assets)

無形固定資産のうち研究開発に関する支出に関して、PERS においては MFRS と同様に一定の要件を満たす研究開発活動のうち開発に関する支出は資産化されていたのに対し、MPERS においては、資産化のための要件が満たされることはないと判断し、すべての研究活動および開発活動にかかる支出は費用として処理される。

### (6) 借入費用(Borrowing Costs)

PERS においては、適格資産にかかる借入費用について取得原価に含めて資産化する方法と費用として処理する方法のいずれかを選択適用することが認められていたが、MPERS においては、当該借入費用の発生した期間の費用として処理することが強制され、借入費用を資産化することは認められない。MFRS においては、適格資産に関連する借入費用は資産化が強制される。

### (7) 特別利害関係者に関する開示(Related Party Disclosures)

PERS においては特別利害関係者の開示に関する規定はなく、会社法の規定に従い、持ち株基準によって判定された親会社、子会社等の関係会社と

の取引総額および取締役の報酬総額の開示が行われていた。一方、MPERS においては、MFRS と同様に支配力基準により関係会社の範囲を判定する。

MPERS においては、特別利害関係者に該当する個人に加え、その家族も特別利害関係人に該当することとなる。また、取締役以外の実質的に経営に関与すると認められる主要なマネジメントの個人的な役務提供も開示される対象に含まれることになり、報酬総額の開示が求められる。この点において MFRS と取り扱いは同様である。

また、MFRS においては、その利害関係の種類ごとに9つのカテゴリーに区分して取引金額と債権債務残高の開示が要求されるが、MPERS においては4つのカテゴリーに区分して取引金額と債権債務残高の開示が要求される。



**岡島 伸宏**  
(おかじま のぶひろ)

公認会計士(日本)  
SCS Global Consulting (M)  
Sdn. Bhd.



慶應義塾大学商学部卒業。中堅会計事務所にて法定監査、新規株式公開、財務コンサルティングを担当。2008年1月より、SCS Global に参画、シンガポールにおいて日系企業の会計、財務、税務、法務及び業務拡大にかかるコンサルティングに携わる。09年からマレーシアに異動。マレーシア法人の取締役として、マレーシアで業務展開をしている日系企業に対して幅広いサービスを提供して、現在に至る。



【Singapore】

# シンガポール 2016 年度予算案

是松 洋平 RSM シンガポール

## 1. はじめに

4月14日に可決された2016年度予算案については、2つの柱があるといわれている。1つ目が景気低迷によりもたらされる短期的な課題への対処、2つ目が長期的な産業転換、高度化のための改正の2点である。

この2つが焦点となったのは、経済成長率が低迷しているためである。シンガポールでは中国経済の減速、不安定なエネルギー価格などにより、昨年のGDP成長率は1%台と低迷した。そして今後、上記2つの理由に加え、低金利政策の終えんが見込まれること、シンガポールの労働人口が減少していくことなどから、シンガポールの貿易産業省の大臣もこの低成長が3～5年間続くと述べており、そのような前提にたって、今回の予算案も組まれている。一方でリーマンショックのような危機的状況あるいはマイナス成長ではないため、09年のような緊急出動的な大型予算は組まれなかった。

## 2. 短期的な課題への対処

日系企業をはじめ、シンガポールに進出している企業は上で述べた成長率の鈍化により、業績が悪化している。このような状況に対処するためキャッシュフローの改善に寄与するような政策が今年の予算案では盛り込まれた。

### A) 法人税還付の強化:

13 賦課課税年度(12 年に終了した会計年度の税務申告)より 30%の法人税還付(上限還付額2万シンガポールドル、以下 S ドル)が実施されている。今年の予算案ではこれをさらに強化し、16 および 17 賦課課税年度につき、法人税還付率が 50%(上限還付額2万 S ドル)に引き上げられた。これにより支払税額が軽減される。

### B) 特別従業員補助金の延長:

障害者、高齢者などを雇用した場合に受けられる特別従業員補助金が 19 年までの3年間延長された。障害者を雇用した場合 16%の給与補助が受けられる(ただし補助は月 240Sドルまで)。また、55 歳以上の高齢者を雇用し条件を満たす場合は支払給与の一部(最大 11%、定年後の再雇用した場合の補助 3%を含む)が補助される。

### C) 中小企業運転資金ローンスキーム:

金融機関の中小企業への融資を促すため、1社当たり 30 万 Sドルまで、本スキーム参加金融機関からローンを受けた場合、政府が返済不能リスクの 50%を負うという制度が新たに導入される。

**D) 外国人労働者徴収金に関する改正：**

16年7月1日に予定されていた外国人労働者徴収金に関する改正(増額)のうち、サービス産業、建設業のワークパーミット、全産業のSパス保持者については予定通り施行される。一方で、加工業、海運関連業のワークパーミットの料率変更が17年7月に1年延期され、製造業のワークパーミットの料率は現行を17年6月末まで変更しないことが発表された。

**3. 産業転換のための改正**

国際貿易、交通、アジア進出のハブとして機能しているシンガポールは周辺国の景気減速の影響を大きく受ける。政府としても今後数年間は低成長が続くと想定し、従来から打ち出している生産性の向上、とりわけその中でも自動化(オートメーション)を進める必要性が強く認識されている。そこで以下の政策が今回の予算案で公表された。

また従来は政府機関ごとの補助金などはそれぞれの機関のサイトに行って情報収集するしかなかったが、これを一元化した事業補助金ポータルを開始することが公表され、より多くの企業が補助金を利用しやすい環境が整備される予定である(16年度第4四半期に開始予定)。

**A) 能力開発補助金の強化：**

シンガポール人の株式保有割合が30%以上の中小企業(グループ全体の売上1億ドル以下あるいは従業員200人以下)が生産性向上、自動化促進などをする際にかかるコンサル料などの補助プログラ

ム。このうち自動化サポートプロジェクトの補助割合を50%(上限100万Sドル)に拡大。

**B) 投資控除：**

対象プロジェクトの費用(ただし補助金控除後の金額)は100%まで投資控除が認められる可能性あり(1プロジェクト当たりの上限は1,000万Sドル)。これは税務上の減価償却(キャピタルアローワンス)に上乗せして控除できる。

**C) 財務支援の強化：**

規格生産性革新庁(SPRING)の地元企業ファイナンススキーム設備ローンの政府リスク負担割合が従来の50%から70%に引き上げられ、さらに本スキームの対象が非中小企業にも拡大(ただし非中小企業の政府のリスク負担割合は50%)。

**D) 国際展開の促進：**

シンガポール国際企業庁(IES)はSPRINGと協働して企業の海外展開を支援。

**E) M&A 税務控除の強化：**

戦略的な企業買収を通じた事業拡大を促すため、M&Aの対価の25%を税務計算上控除される税制が従来よりあったが、この控除金額が従来の500万Sドル(2,000万Sドルの25%)から1,000万Sドル(4,000万Sドルの25%)に引き上げられた。

**F) 非上場企業の M&A 取引にかかる印紙税の免除:**

1会計年度あたり対象案件の対価(上限 2,000 万 S ドル)の 0.2%(つまり4万 S ドルまで)が免除されていたが、この上限が倍増され、対象案件の対価(上限 4,000 万 S ドル)の 0.2%(つまり8万 S ドルまで)まで印紙税が免除された。これも上記 E と同様、戦略的な企業買収を通じた事業拡大を促すための政策である。

**G) 国際展開のための費用の二重控除の延長:**

展示会、営業目的の出張(ただし新規開拓のみ)、海外投資環境視察のために生じた費用(10 万 S ドルまではそのまま税務申告できる。それ以上は IES の認可要)については税務上、二重控除できる制度が従来よりあった。この制度が 20 年3月まで4年間延長された。

**H) PIC スキームの終了が公表:**

自動化設備などへの6つの活動に対して支出金額の4倍を損金算入あるいは60%を現金で受け取れる PIC スキームは、導入当時から最も使いやすい優遇税制として人気を集めていた。この制度が 18 賦課課税年度に終了となることが発表された。これは政策効果が一巡したこと、これに替わるより対象産業などを絞り込んだ自動化支援パッケージ(上記 A から D まで)が導入されることを受けての改正である。

**I) PIC スキームの現金オプションの改正:**

16 年8月1日より PIC スキームの現金オプションが従来の費用(上限 10 万 S ドル)の 60%から 40%に変更。

**J) 普通株の売却益の非課税制度の延長:**

17 年5月末で期限を迎える予定だった本制度が5年間延長された。なお、本制度は、対象会社の普通株を 20%以上、24 カ月以上保有している場合、その売却利益には課税されないというものである。

**K) 財務トレジャリースキームの延長、変更:**

財務トレジャーリーにかかるとして有利な税率を適用する本スキームの 21 年3月末までの延長が発表された。また同時に適用税率が従来の 10%から8%に引き下げられるなどの改正の方向が打ち出された(詳細については 16 年6月に発表予定)。

**4. まとめ**

今回の改正は、シンガポールの経済が減速期に入っているとの認識に立った政策となっている。PIC に代わる自動化支援パッケージについては、より対象産業、対象範囲を絞った形での支援ということだが、その詳細については一部だけしか発表されておらず、今後の動向を見極める必要がある。

特に大きな影響のある PIC の改正に関しては、PC の購入など PIC の対象となるような機器の購入計画などがある会社については、改正を考慮に

入れた購入計画の変更を検討されることをお勧めする。

また従来認められていた紙での税務申告が 20 賦課課税年度に全面廃止されることが発表され 20 賦課課税年度までにすべての企業(18 賦課課税年度は売上 1,000 万ドル以上のすべての企業、19 賦課課税年度は売上 100 万ドル以上のすべての企業)に電子形式による税務申告が義務付けられることとなった。

#### 【参考文献、ウェブサイト】

- Business Times (2016 年 4 月 8 日)
- IRAS 予算案ページ:  
<https://www.iras.gov.sg/irashome/News-and-Events/Singapore-Budget/Budget-2016---Overview-of-Tax-Changes/>
- その他 EDB、SPRING などのウェブサイトも参照。



 RSM

是松 洋平  
(これまつ ようへい)  
RSM シンガポール  
(旧 RSM チオリム)  
日本デスク

日本国内での事業会社、会計事務所などでの勤務を経て、2012年4月より現職。現在日本企業の会社設立、シンガポールでの事業展開、税務、会計関連のアドバイスなど各種アドバイスを提供。



## 【China】解説・中国ビジネス法務 第22回

# 建設プロジェクト環境影響 事後評価管理規則(試行)の制定と 企業の留意点

鈴木 幹太 森・濱田松本法律事務所

### I はじめに

2016年1月1日に「建設プロジェクトの環境影響事後評価管理規則(試行)」<sup>1</sup>(以下、「本規則」)が施行された。「建設プロジェクトの環境影響事後評価」とは、環境影響報告書を作成提出し、環境保護主管部門の審査認可を経た建設プロジェクトが環境保護施設竣工検収に合格して一定期間、安定的に稼働した後に行われる(事後の)環境影響評価であり、建設プロジェクトの実際の環境に対する影響ならびに汚染防止改善、生態保護およびリスク発生防備措置の有効性を追跡する監視測定および検証評価を行い、補完措置または改善措置を提示することを通じて、環境影響評価<sup>2</sup>の有効性を向上させるための制度である<sup>3</sup>。環境影響事後評価については、もともと環境影響評価法 27条<sup>4</sup>に法律適用

および責任主体に関する根拠規定があり、環境負荷の高いプロジェクト等において、これまでも実施されてきたが、その内容は必ずしも明確ではなかった。本規則によって、環境影響事後評価の内容(環境影響事後評価報告書を作成する機関、報告書の記載事項、実施時期、公開の要否等)が、より詳細に規定され、環境影響事後評価の内容がかなり明確になった。

中国では、経済の発展に伴い、環境に関する問題も多発・深刻化しており、環境汚染を理由とする群体性事件(集団による抗議、暴動)もたびたび発生している。中国共産党も、昨年10月に開催された第18期中央委員会第5回全体会議(五中全会)において、環境保護を重点政策の一つとして位置付けるなど、環境対策を強化しようとしていることは明らかである。環境汚染には、持続的、累積的、複合的な要素があり、実際に生産および運行を開始し、一定の時間が経った後でなければ、環境に対する実際の影響はわからないケースも多いと思われる。中国における環境意識の高まりとともに、環境影響事後評価の重要性は今後高まっていくと思

<sup>1</sup> 環境保護部令第37号。原文は下記を参照されたい。  
[http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bl/201512/t20151222\\_319803.htm](http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bl/201512/t20151222_319803.htm)

<sup>2</sup> 「環境影響評価」とは、計画と建設プロジェクトの実施後に発生する可能性のある環境影響について分析、予測および評価を行い、環境への悪影響の予防と軽減の対策と措置を示し、フォローアップ・モニタリングを行う方法と制度を指す。(環境影響評価法(主席令第77号、全人代常務委員会02年10月28日公布、03年9月1日施行)2条)

<sup>3</sup> 本規則2条

<sup>4</sup> プロジェクトの建設、運転の過程で審査認可を経た環境影響評価報告書に符合しない状況が生じた場合、建設単位は環境影響の事後評価を組織し、改善措置を実施し、元の環境影響評価報告書の審査認可機関および建設プロジェクト

審査認可部門に届け出を行う。元の環境影響評価報告書の審査機関は、建設単位に環境影響の事後評価を行うよう求め、改善措置を実施するよう命じることができる。(環境影響評価法 27条)

われる。以下、本規則の概要を紹介する。

## II 本規則の概要

環境に影響を与えるプロジェクトを建設する場合、基本的にすべてのプロジェクトにおいて、(事前の)環境影響評価を実施する必要がある<sup>5</sup>。これに対して、環境影響事後評価を義務付けられる場合は限定されている。

すなわち、下記の建設プロジェクトにおいて稼動中に審査認可を経た環境影響報告書に合致しない状況が発生した場合、環境影響事後評価を行い、かつ改善措置を執らなければならないとされている<sup>6</sup>。

- ① 水利、水力発電、採掘、港、鉄道といった業界において、実際に環境に対する影響の程度および範囲が大きく、かつ主たる環境影響がプロジェクトの建設が完成して一定期間稼働した後に顕在化する建設プロジェクト、及びその他の業界において重要な生態環境センシティブ区域にて実施される建設プロジェクト
- ② 冶金、石油化学および化学工業といった業種において、重大な環境リスクが存在し、建設地域がセンシティブ地域であり、かつ持続的に重金属または残留性有機汚染物質を排出している建設プロジェクト
- ③ 環境影響報告書を審査認可した環境保護主管部門が環境影響事後評価を行う必要があると考えるその他の建設プロジェクト

建設プロジェクトの環境影響事後評価を実施す

る責任を負う組織は、建設単位または生産経営単位(以下「建設単位等」)である<sup>7</sup>。建設単位等は、環境影響事後評価文書の作成を環境影響評価機構等に委託することができるが、(事前の)環境影響報告書の作成をおこなった環境影響評価機構等は、原則として環境影響事後評価文書の作成を担当することができない<sup>8</sup>。建設単位等は、環境影響報告書を審査および認可した環境保護主管部門に届出を行い、監督検査を受けなければならない<sup>9</sup>。

建設プロジェクト環境影響事後評価文書には、以下の内容を記載する必要がある<sup>10</sup>。これらの内容が、環境影響事後評価において実施することを要する調査、モニタリング、評価等の対象事項となる(次頁表)。

建設プロジェクト環境影響事後評価は、建設プロジェクトが生産または運行を正式に開始してから、原則として3から5年以内に実施しなければならない。環境影響報告書を審査認可したもとの環境保護主管部門は、建設プロジェクトの環境への影響および環境要素変化の特徴に応じて、環境影響事後評価の実施期限を決定することができる<sup>11</sup>。

建設単位等は、環境影響評価完了後、評価文書を社会に公開し、監督を受けなければならない<sup>12</sup>。環境影響事後評価を実施せず、または補完措置、改善措置を実施しない建設単位等に対しては、当該建設プロジェクトの環境影響報告書を審査認可した環境保護主管部門は法令に基づいて期限を定

<sup>7</sup> 本規則 6 条 1 項

<sup>8</sup> 本規則 6 条 2 項

<sup>9</sup> 本規則 6 条 3 項

<sup>10</sup> 本規則 7 条

<sup>11</sup> 本規則 8 条

<sup>12</sup> 本規則 10 条

<sup>5</sup> 環境保護法(主席令第9号、全人代常務委員会14年4月24日改正公布、15年1月1日施行)19条

<sup>6</sup> 本規則3条、環境影響評価法27条

【表】建設プロジェクト環境影響事後評価文書の記載内容

建設プロジェクト過程の回顧	環境影響評価、環境保護措置の実施、環境保護施設の竣工検収、環境監視測定状況、および公衆意見の調査収集状況等
建設プロジェクトの工事評価	プロジェクトの場所、規模、生産プロセスまたは運行管理方式、環境汚染または生体影響の出所、影響の方式、程度および範囲等
区域環境変化評価	建設プロジェクト周辺区域の環境センシティブ対象 <sup>(注)</sup> の変化、汚染源またはその他影響源の変化、環境質量の現状および変化・動向の分析等
環境保護措置の有効性評価	環境影響報告書に規定する汚染防止改善、生体保護およびリスク発生防備措置の適用の有無、有効性、国家または地方の法律法規等の基準を満たしているか等
環境影響予測検証	主要環境要素の影響予測と実際の影響との差異、もとの環境影響報告書の内容と結論における重大な遺漏または明らかな間違いの有無、持久性、累積性および不確定性の環境影響の発現等
環境保護補完措置、改善措置	
環境影響事後評価結論	

(注)環境センシティブ対象とは、学校、病院、風景名勝区域、自然保護区、森林公園、水源保護区域等、汚染の影響を受けやすい区域等をいう。

め、是正することを命じ、社会に公開する<sup>13</sup>。また、環境保護主管部門は、環境影響事後評価文書に基づいて環境保護に関する改善要求を提出することができ、また、それをその後の環境影響評価管理の根拠資料とすることができる<sup>14</sup>。さらに、環境影響報告書の認可後、その性質、規模、場所、技術または環境保護措置に重大な変化が生じた場合には、環境影響評価法第 24 条<sup>15</sup>により処理し、本規則は適用しない<sup>16</sup>。

### III 企業の留意点

環境影響事後評価について、企業の留意点は以下のとおりである。

第1に、事前の(プロジェクト開始前に行われる)環境影響評価と、一定期間、生産または運行を行った後に行われる環境影響事後評価は、目的、手段およびモニタリングの技術的な方法において違いがあるという点に留意が必要である。目的の面では、環境影響事後評価は、より持続的、累積的な影響を検討することになる。手段の面では、環境影響事後評価においては、プロジェクトを一定期間、実際に生産および運行させた後に、モニタリングや評価を行うことができるという特徴がある。技術的な方法の面からいえば、事前の環境影響評価では、モデルを作って環境への影響を予測するしかないが、環境影響事後評価では、実際に環境に対しどのような影響が現れたか、データを取得して分析することができる。

第2に、環境影響事後評価の実施が必要になったとしても、認可の再取得が必要になる訳ではない。しかし、評価の結果を環境保護主管部門に届け出、認可を得ている環境影響評価に合致しない状況が

<sup>13</sup> 本規則 11 条

<sup>14</sup> 本規則 12 条

<sup>15</sup> 建設プロジェクトの環境影響評価文書の認可後、建設プロジェクトの性質、規模、場所、採用される生産プロセスまたは汚染防止改善、生態破壊防止の措置に重大な変更が発生した場合、建設単位は改めて環境影響評価文書を審査のため申請しなければならない。(環境影響評価法 24 条 1 項)

<sup>16</sup> 本規則 13 条

ないかを監督検査される。仮に合致しない状況があれば改善措置を命じられることになり、かつ環境基準も事前の環境影響評価の認可取得時よりも厳しくなっていることがあり得ることに留意が必要である。

第3に、法令の規定上は、プロジェクトの建設、運行の過程で、審査認可を経た事前の環境影響評価報告書に符合しない状況が生じた場合に、環境影響事後評価を実施する義務が生じる形となっている。しかし、事前に実施した環境影響評価の結果（を記載した報告書）に符合しているかどうかは、環境影響事後評価を行って見なければ判明しないケースもあり得る。また、もとの環境影響評価報告書の審査、認可を行った環境保護主管部門が、プロジェクトの建設単位に対し、環境影響事後評価および改善措置の実施を行うよう求めることができることになっている。このため、汚染と当該プロジェクトの因果関係等が必ずしも明確ではないような場合でも、建設または運営において、一定の特殊な状況が存在すると環境保護主管部門が判断した場合<sup>17</sup>には、環境影響事後評価を行うことを求められる可能性がある。たとえば、周辺住民のプロジェクトに対する抗議活動を契機として、環境保護主管部門が、環境影響事後評価の実施を求めることが考えられる。

#### IV まとめ

これまで、中国において特に環境負荷の高いプロジェクトを建設する場合、(事前の)環境影響評価の審査認可の取得は大きなハードルの一つであったといえる。今後は、環境影響事後評価がより重視される傾向にあることを前提に、プロジェクト開始前

の段階の環境影響評価の審査認可取得は環境対策のスタートに過ぎない、という意識をより強く持つ必要がある。企業は、環境影響評価の審査認可を得た後も、提出した環境影響評価報告書に記載した環境対策等を着実に実施するとともに、当初計画した環境対策等が計画通り機能しているか、環境基準を満たしているか、周辺の環境に影響を及ぼしていないか等をモニタリングし、環境負荷を低減する努力を継続する必要性がより高まっているといえるだろう。



森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

鈴木 幹太  
(すずき かんた)

森・濱田松本法律事務所  
弁護士(日本)

2000年三井金属鉱業株式会社入社、早稲田大学法科大学院を経て2008年弁護士登録。以来、主として中国・台湾に関連するM&A、独禁、投資、撤退、労務、IT、知財等の案件に取り組んでいる。2016年秋ころより森・濱田松本法律事務所北京オフィスに赴任予定。

<sup>17</sup> [http://www.hn.xinhuanet.com/2015-06/08/c\\_1115331148.htm](http://www.hn.xinhuanet.com/2015-06/08/c_1115331148.htm)

## Business 【Taiwan】



# 台湾における会社設立のステップと留意事項

佐藤 広一朗 SCS Global Consulting (Taiwan)

台湾は、今や街を歩いていて日本語の看板を見ないことは無いほど、日系企業が多く進出しています。昨年 11 月に日本との間に租税条約が結ばれ（2017 年 1 月適用予定）、日本企業の台湾への進出はさらに加速すると予想されます。近年は中小企業や個人企業の進出も増えていますが、事前の情報収集を怠り、思わぬトラブルに巻き込まれている事例も少なくありません。台湾人は日本人と国民性が近いとされ、他の国に比べ進出しやすいとされていますが、当然ながら制度、法律、文化が違いますので、進出するための情報を予めしっかりと収集しておく必要があるといえます。今回は、台湾に進出するにあたり、会社を設立するためのステップと、その際の留意事項を説明します。

### 1. 進出形態

台湾進出には下記の通り4つの形態が考えられます。

- I. 現地法人
- II. 支店
- III. 駐在事務所
- IV. 工事事務所

今回は特に相談の多い現地法人と支店の設立ステップを説明します。

設立に際して、「現地法人と支店の違いは？」という質問をされることが多くあります。結論から言えば、現地法人と支店の設立に関する相違はほとんどありません。大きな相違点としては、現地法人の場合、本社へ利益送金する際は配当の形式で行われるため、20%の源泉税がかかることとなりますが、支店の場合、その源泉税がかからないことです。

ただし、海外支店は、本店と同法人格としてみなされるため、日本本店において台湾支店の利益も取り込んで法人税の申告を行う必要があります。台湾支店が得た利益に対して、台湾と日本の両地の税金が課せられることとなります。この場合、台湾の課税分は外国税額控除の適用対象であるため、日本側で外国税額控除を適用することで二重課税を防ぐことができます。

その他、I～IVの進出形態による主な相違点は次頁図表1をご覧ください。

### 2. 会社設立のステップ

#### 【STEP1-会社名称の事前チェックおよび営業項目の登録】

設立にあたり、最初のステップは“会社名称の予約および営業項目の登録”をすることです。台湾では同一名称、類似名称での登録が不可能になっているため、先に経済部商業司に候補名称を提出し、

【図表1】進出形態による主な相違点

		現地法人 (子会社)	支店	駐在事務所	工事事務所
設立	業務範囲	各種	各種	法律行為および 連絡事項	締結した契約内 容に関する営業 行為のみ
	経済部への設立登記	●	●	●	なし
	税務局への営業登記	●	●	なし	●
	設立に要する期間	2~3カ月	2~3カ月	1カ月	1カ月
税務	営業税申告(統一發票の購入)	●	●	N/A	●
	法人税申告	●	●	N/A	●
	欠損金の繰越控除	●	●	N/A	-
	源泉徴収義務(給与や専門家 報酬の支払いにあたり)	●	●	●	●
	日本への送金にかかる源泉税 (20%)	●	なし	送金制限	なし
資金	口座開設	●	●	● (注1)	● (注1)
	設立時最低資本金	500,000NTD (注2)	500,000NTD (注2)	-	-
	銀行借入	●	●	×	×
労務	従業員の社会保険加入	●	●	●	●
	外国人労働者へのビザ発給	●	●	● (注3)	▲ (注4)
その他	会社法 371 条抵触リスク (注5)	N/A	N/A	●	●

(注1)ただし、代表者の個人名義となり、銀行によっては各種制限あり。

(注2)NTD=台湾ドル。経理人(支配人)以外のビザを発給する場合は、5,000,000 NTD 必要。

(注3)代表者以外のビザ発給は、設立2年目から可。

(注4)雇用ビザではなく、契約ビザ。

(注5)会社法 371 条 2 項:外国会社は認可を得て支店の登記をした場合でなければ台湾内で営業することはできない。

会社名称を事前に予約しなければなりません。

ここで名称について注意すべき点は、名称は必ず繁体字でなければならず、一つの名称の中に二個以上の営業項目が含まれてはいけないことです。(例:金融と保険が一つの名称内に入ってはいけない。)

また、同一名称や類似名称があるとの理由で会社名称の候補が却下されることも多く、申請の際は第5候補まで申請することができるため、3~5つの会社名称候補を考え申請することが一般的です。これは、名称の申請から許可が下りるまでは1週間

ほどの期間を要し、却下されると申請からやり直しとなってしまうことから、第1候補が却下された場合でも第2候補、第3候補が審査されるようにまとめて申請すると、時間の短縮となり効率的であるためです。

なお、海外支店の場合、現地法人と異なり、会社名称が〇〇(国名)商△△(本社の会社名を繁体字にしたもの)有限公司台湾分公司となりますので、日本法人の台湾支店の場合、「日商△△有限公司台湾分公司」となります。

### 【STEP2-外国人投資資格申請】

会社名称の予約が完了すると、外国からの投資の許可を得るために、外国人投資資格申請をしなければなりません。ここでは、設立する会社の株主の構成等を明らかにしておく必要があります、株主が法人株主である場合、その法人の株主構成まで提出する必要があります。

また、ここで設立法人の資本金を設定する必要があります。資本金についての制限はありませんが、設立初年度に外国人にビザを付与するためには、外国人1人の場合 50 万 NTD 以上<sup>1</sup>、外国人2人以上の場合、500 万 NTD 以上の資本金が必要となります。したがって一年目から日本人等の外国人を赴任させたい場合にはある程度の資本金が必要となります。なおビザを取得するには会社の要件だけでなく、取得者個人の要件(職歴・給与など)もあるので注意が必要です。

さらに、日本からの出資であれば、特段問題になることはありませんが、中国大陸からの出資は審査がとても厳しく、設立する法人の中国大陸からの出資比率が 30%程度以上(日本法人が株主であっても、その日本法人の株主の 30%程度以上が中国資本)であれば、この段階でほかの国からの出資とは異なる特別な審査過程が入るため、多くの日数を要することとなります。(「3.会社設立のステップの所要時間」参照)

### 【STEP3-資本金振り込み】

STEP2 の投資の許可が下りると、台湾の銀行へ資本金を振り込むことができます。したがって、投

<sup>1</sup> 赴任させる外国人を經理人(支配人)として登記する必要があります。

資認可が下りたら速やかに資本金振込用の台湾の口座を開設する必要があります。なお、まだ法人は設立していないので、仮の口座となり、設立後に改めて銀行で本口座への振替をしなければなりません。

### 【STEP4-外国人投資金額査定申請】

ここでは送金の実施後、実際に口座に資本金額通りに資金が振り込まれているかどうかの審査をします。

### 【STEP5-会社設立登記申請】

この申請が認可されることにより、正式に会社が発立され、会社の統一番号<sup>2</sup>が発行されます。

なお、営業登記の項目に、主管機関の特殊認可を要する保険業、旅行業等の事業内容が含まれている場合、設立登記申請に先だって、当該認可を取得する必要があります。まずは統一番号の取得を優先するために、設立時はあえて上述の、特殊認可を要する営業項目を除外して最短で設立登記を済ませ、その後、許可を取得したのちに営業項目の追加(登記変更)をする、という対応も考えられます。

### 【STEP6-営業登記(税務登記)】

営業登記は所轄の税務機関に対して申請するものです。この申請によって、営業を開始するための許可を得ること、および税籍番号を取得することになります。原則として責任者本人が税務局に出向き窓口で手続きを行う必要があります。営業登記が

<sup>2</sup> 統一番号(統一編號)とはその会社に付与される永久番号であり、日々の請求や各種契約等様々な場面で使用されます。この番号を取得するまでは社会保険に加入することができないため、従業員を採用することもできません。したがって、台湾で会社を運営するにあたって不可欠な番号となります。

【図表2】一般的な設立の場合の所要時間と流れ

第1週	第2週		第3週	第4週
【STEP1】会社名称の事前チェック・営業項目の登録	必要書類の準備		【STEP2】外国人投資資格申請	
第5週	第6週	第7週	第8～9週	
資本金振込用の仮口座の開設	【STEP3】資本金振込	【STEP4】外国人投資金額査定申請	【STEP5】会社設立登記	【STEP6】営業登記(税務登記) 【STEP7】貿易資格登録

完了するまでは統一發票<sup>3</sup>の発行を行うことができない、すなわち、取引相手に費用の請求ができません。また、ここまでに統一發票印<sup>4</sup>を作っておくことが必要です。

#### 【STEP7-貿易資格登録】

海外との貿易をする必要がある場合、貿易資格登録を行わなければなりません。この際、英文での会社名を考えておく必要があります。英語名の名称の登録はSTEP1の名称登録と異なり比較的自由度が高く、Inc./Limited/Corp.なども自由に選択可能です。

### 3. 会社設立のステップの所要期間

通常、上記の【STEP6-営業登記】が完了するまでに、2～3カ月の期間を要します。ただし上述したように中国大陸からの出資が含まれている場合、【STEP2-外国人投資資格申請】において多くの時間がかかり、通常2週間程度で許可が下りるこのステップが、2～3カ月かかります。その場合、会社設立までに半年以上かかってしまうこともあるため、ご注意ください。

<sup>3</sup> 統一發票とは台湾におけるインボイスのようなものであり、物品やサービス等を販売した場合は統一發票を発行し、購入する際は相手から発行される統一發票に、自社の統一番号を記載してもらわなければなりません。

<sup>4</sup> 統一發票印は統一發票の発行時に押印する、会社の名称や統一番号が記載された印鑑です。

通常の場合の所要時間と流れにつきましては図表2をご参考ください。

### 4. 必要書類

会社設立の際に必要な書類は下記の通りです。

- (法人株主の場合)出資者の登記簿謄本(要商務認証)および定款(要商務認証)、組織図
- (個人株主の場合)出資者のパスポートのコピー
- 取締役・監査役に就任予定者のパスポートのコピー
- オフィス賃貸借契約書のコピー
- 登録所在地の建物税納付書のコピー
- 取締役への委任状(要公証、商務認証)
- (会計事務所等に設立を委託する場合)出資者より設立代行者への委任状

パスポートのコピーには本人のサインおよび住所の記載が必要です。また、公証とは日本の公証役場などでの公証をいい、商務認証とは日本の台北駐日経済文化代表処などでの商務認証のことを

います。その他、当局の判断により追加で書類の提出が求められる場合があります。

以上が設立のステップになります。今回はなるべく実務的な見地から設立に際して注意すべき点をご紹介しましたが、当然、すべての注意点が網羅できているわけではありません。会社の進出形態や、事業内容によっても注意すべき点は異なり、その過程で思いがけないトラブルに直面してしまう可能性もあります。したがって実際の進出にあたっては、今回ご紹介したような事前情報を収集したうえで、現地の専門家に相談しながら手続きを進めていくことが望まれます。



**佐藤 広一郎**  
(さとう こういちろう)

公認会計士試験合格者  
SCS global consulting  
(Taiwan) Ltd

1991 年生まれ。大学在学中にアメリカ留学、台湾でのインターンを経て、海外志向を強める。大学卒業後は大手監査法人に就職し、主に法定監査に従事。その後、2016 年 2 月より SCS 台湾に入所。現在は日系企業を中心に、会計、税務、法務、労務と幅広い専門サービスの提供に当たっている。



【アジア経済情報】

# インドネシア

## ～成長率は+5%割れが続く～

菊池 しのぶ みずほ総合研究所

### 2015年4Qの成長率は前期から上昇

15年4Q(10～12月期)の実質GDP成長率は、内需を中心に前年比+5.0%と前期の同+4.7%から上昇した(図表1)。

内需をみると、予算の執行ペースの加速を受けて、政府消費は前年比+7.3%と前期の同+7.1%から小幅に加速した。総固定資本形成も、政府によるインフラ整備の進展等から前年比+6.9%と前期の同+4.8%から加速した。個人消費は前年比+5.0%と前期と同じ堅調な伸びを保った。この背景には、インフレ率の低下に加え(図表2)、6月に実施された自動車やオートバイなどの頭金規制緩和の効果があつたとみられる。

財貨・サービス輸出は前年比▲6.4%で、前期の同▲0.6%からマイナス幅を拡大させた。財貨・サービス輸入も、前年比▲8.1%と前期の同▲

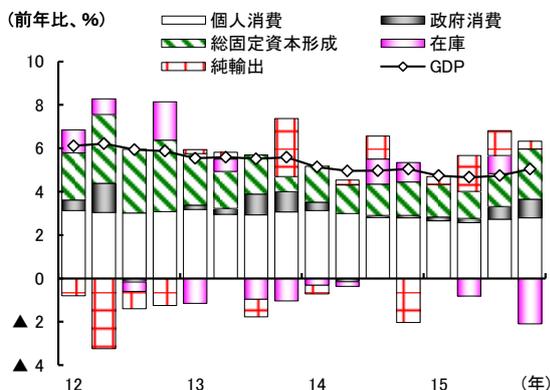
5.9%に続き減少した。純輸出の成長率寄与度は▲0.8%PTと、前期の+0.4%PTからマイナスに転じた。

### 1月のインフレ率はインフレ目標の範囲内

直近の指標をみると、1月の消費者物価指数(CPI)は前年比+4.1%となった。CPIの上昇率は、唐辛子など食品価格の上昇で6カ月ぶりに前月から高まったものの、3カ月連続でインフレ目標(+3～5%)に収まっている。

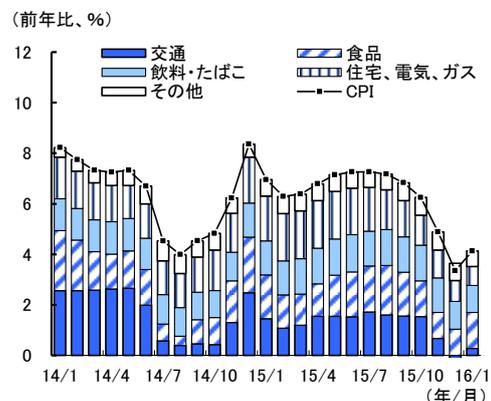
年明け以降、中国経済に対する不安や原油価格の下落などを背景とした世界的な株安・通貨安にもかかわらず、ルピアの対米ドルレートおよびインドネシアの株価は堅調に推移した(次頁図表3)。上述した成長率の上昇やインフレ率の安定化に加え、15年9月以降に打ち出された経済政策パッケ

図表1 実質GDP成長率



(注)統計上の不突合があるため、需要項目の合計とGDPは一致しない。(資料)インドネシア中央統計局よりみずほ総合研究所作成

図表2 消費者物価指数



(資料)インドネシア中央統計局よりみずほ総合研究所作成

一などが金融市場で評価されたとみられる。

### 16年の成長率は小幅減速、17年は横ばいへ

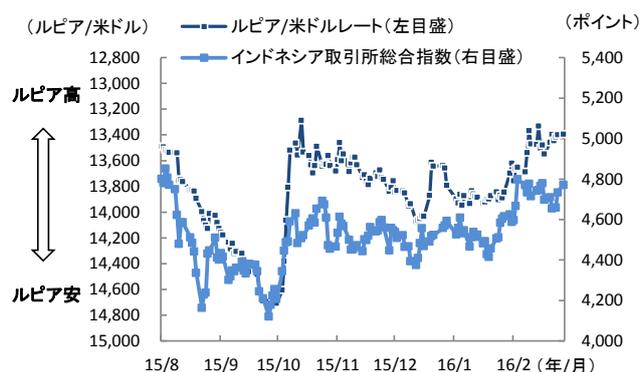
16年の成長率は小幅な減速が予測される。まず、16年度予算では、中央政府のインフラ整備費が前年の実績程度に抑えられている。インフラ整備の伸び悩みは、企業の投資マインドにマイナスの影響を及ぼし、民間投資も控えられよう。これに加えて、歳入の前提となる原油価格が予算設定時から下振れたため、経費支出を中心に歳出が予算対比で削減されるとみられる。これにより政府消費が伸び悩もう。輸出は、世界的な景気減速を受けて低迷すると考えられる。もっとも、年初の原油価格下落を受けてインフレ率は再び低下に向かい、金融緩和(後述)の効果も徐々に現れることで個人消費は押し上げられ、成長率の大幅な落ち込みは回避されるだろう。

17年の成長率は前年並みになるとみられる。米国経済が持ち直すものの、中国経済の減速が続くことで、輸出の顕著な改善は見込み難い。原油価格は下げ止まると想定され、歳出の抑制圧力は弱まる一方、インフレ率低下による個人消費の押し上げ効果も薄れよう。以上から、16年、17年の実質 GDP 成長率はいずれも前年比+4.7%と予測される。

### インフレ率とルピア相場の安定化を背景とする利下げの実施

インドネシア中央銀行(BI)は、15年2月に利下げを行った後、同年中は主要政策金利を据え置いていた。同9月まではルピアの対ドルレートに下落圧力が加わっていたことや、同10月まではインフレ率がBIの目標を超過していたことが据え置

図表3 為替レート・株価指数



(注)直近は2月29日。

(資料)インドネシア中央銀行、インドネシア証券取引所よりみずほ総合研究所作成

き理由だったとみられる。

しかし、16年に入って、1月と2月に0.25%PTずつ主要政策金利が引き下げられた。BIが利下げに踏み切った背景には、次の2つがある。第1にルピア相場の安定化だ。上述の通り、経済改革パッケージが評価されるなど、国外資金がインドネシアの債券や株式市場に戻るようになり、足元でルピアの対米ドルレートは落ち着いている。第2にインフレ率の安定化だ。14年11月の補助金削減に伴う燃料価格上昇の影響が一巡した後、原油安による燃料価格抑制の影響が現れたことから、インフレ率は15年11月以降に目標範囲に収まっている。

2月の声明によると、BIは少なくとも16年前半はルピア相場とインフレ率の安定を想定しており、BIはルピア相場をにらみながら、追加利下げを実施する可能性がある。ただし、経常収支赤字が続くことや、不安定な政権運営の下、経済改革が停滞するリスクがあることから、ルピアが再び下落することも想定され、追加利下げは小幅なものにとどまろう。ルピアの下落圧力が著しく強まった場合は、利下げが見送られる可能性もある。

## Back Issues

## 2015年9月発行 第45号

- ・中国市場は外国人投資家を受け入れるのか ～今後の制度改正に着目する理由～
- ・中国におけるリース産業とビジネスチャンス ～自由貿易区政策の活用を踏まえ～
- ・India:インドビジネス最新情報 [16] 非公開会社における会社法上の軽減措置に関する通達
- ・Vietnam:ベトナムにおける資本譲渡税の検討
- ・Thailand:タイで働くために必要なもの ～ビザ(VISA)と労働許可証(Work Permit)～
- ・Taiwan:日本と台湾での法人に課される税金の違い
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [19] 中国環境保護法の改正(2)
- ・Hong Kong:香港の担保制度
- ・アジア経済情報:フィリピン

## 2015年10月発行 第46号

- ・華南における越境 EC ビジネスの現状と展望
- ・深汕特別合作区 ～深圳市都市再開発に伴う移転候補地～
- ・Malaysia: GST 導入後の状況
- ・Vietnam:労働許可証およびビザ取得の最新法令と実務の解説
- ・India:インドの税制 [55] インドにおける個人所得税法とブラックマネー法
- ・China:「自由貿易試験区外商投資備案管理弁法(試行)」の解説～広東省自由貿易試験区を中心に～
- ・Hong Kong:香港の統括会社の動向と統括会社税制
- ・Taiwan:房地合一税制(建物土地合一税制)
- ・アジア経済情報:アジア経済概況

## 2015年11月発行 第47号

- ・華南における越境 EC ビジネスの現状と展望
- ・新規上場先としての香港・中国本土市場の比較分析
- ・事業譲渡による中国ビジネスからの撤退
- ・India:インドビジネス最新情報 [17] 地域統括会社とグループ・ストラクチャーの構築に関する規制
- ・Vietnam:保税倉庫取引と外国契約者税
- ・Cambodia:カンボジア不動産市場と関連する税制
- ・Philippines:フィリピンにおける個人所得にまつわる税
- ・China:外国投資企業持分譲渡による再編の「特殊性税務処理」
- ・China:中国ビジネス法律講座 [48] 『広告法(2015年改正)』の施行による外資企業への影響
- ・アジア経済情報:インド

## 2015年12月発行 第48号

- ・ラオス～ランドリンクで生きるプラスワン戦略の未来～
- ・中国企業による海外 M&A にかかる留意点
- ・India:インドの税制 [56] インドにおける内部統制制度
- ・Vietnam:ベトナムにおける改正企業法の施行細則
- ・Vietnam:ベトナムにおける監査役の役割と有効活用
- ・Indonesia:インドネシア会計制度と中央銀行新為替規制

- ・China:解説・中国ビジネス法務 [20] 事業者集中申告義務違反に関する中国商務部の決定
- ・China:中国の中小企業買収にかかる財務・税務デューデリジェンス

## 2016年1/2月発行 第49号

- ・2015年下期為替市場の回顧と16年の見通し
- ・香港の賃金動向～2015年の回顧と16年の展望
- ・India:インドビジネス最新情報 [18] インド物品・サービス税(GST)に関するアップデート
- ・Vietnam: EPE(輸出加工企業)の国内販売および販社活動の検討
- ・Malaysia:マレーシアでの駐在員にかかる就労ビザの取得と留意点
- ・Singapore:シンガポールにおける事業再編、清算にかかる法令および手続き
- ・Indonesia:インドネシアの外国人雇用に関する新規制(規則16号と35号)～最新規制の事実上の一部撤廃～
- ・China:中国ビジネス法律講座 [49] 競業禁止にかかる代表的な誤解とその修正
- ・アジア経済情報: アジア概況

## 2016年3月発行 第50号

- ・TPP 協定によるベトナム繊維産業への影響
- ・金融統括会社による SWIFT 事業法人接続の活用
- ・Thailand:タイの2015～16年 法令・制度改正の動向
- ・Vietnam :TPP 協定による小売業規制の大幅緩和
- ・India:インドの税制 [57] 税源侵食と利益移転 - BEPS 行動計画
- ・Philippines:フィリピンでの法人設立
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [21] 中国テロリズム防止法の制定と企業への影響
- ・Hong Kong:香港新会社法下での裁判所外合併に関する税務指針
- ・アジア経済情報: ベトナム

## 2016年4月発行 第51号

- ・中国国内販売にかかる決済方法とリスクヘッジ(前編)
- ・ASEAN 市場での販売拡大に取り組む日系企業
- ・India:インドビジネス最新情報 [19] 2016年度インド政府予算に伴う税制改正
- ・Vietnam:ベトナムにおける最新の外資商社・販売会社設立手続きと実務上の留意点
- ・Taiwan:台湾における統一発票の種類と発行時期
- ・Hong Kong: 香港における契約関係の新法令～契約(第三者の権利)条例～
- ・China:上海自由貿易試験区における法律事務所による集中登記
- ・China:中国における事業再編 ～解散・吸収合併の事例から～
- ・アジア経済情報: アジア概況

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行 香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザー課

TEL (852) 2102-5486

国際戦略情報部（日本）

TEL (03) 6838-1291

産業調査部アジア室（在シンガポール）

TEL (65) 6416-0344

**One MIZUHO**  
Building the future with you

#### 免責事項

##### 1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

##### 2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

##### 3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

##### 4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。